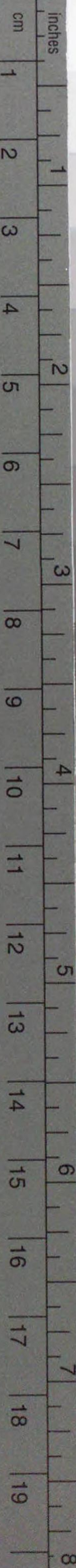


Kodak Gray Scale



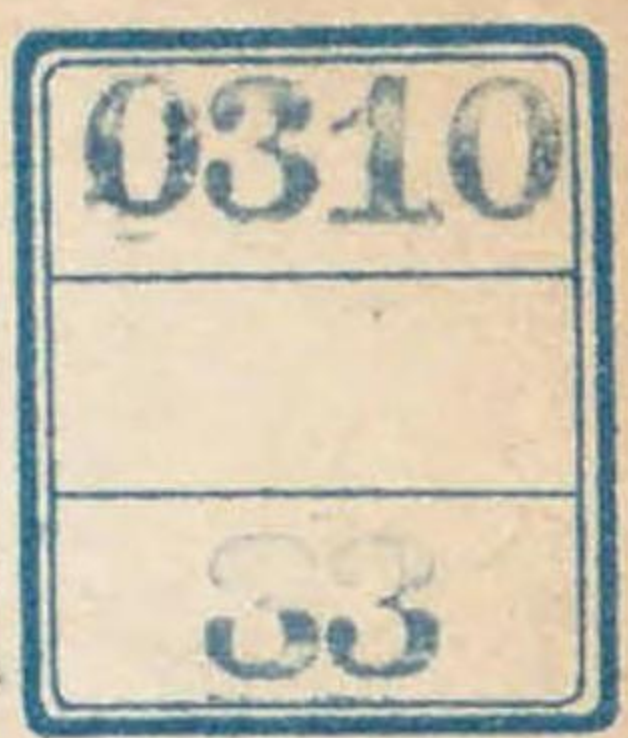
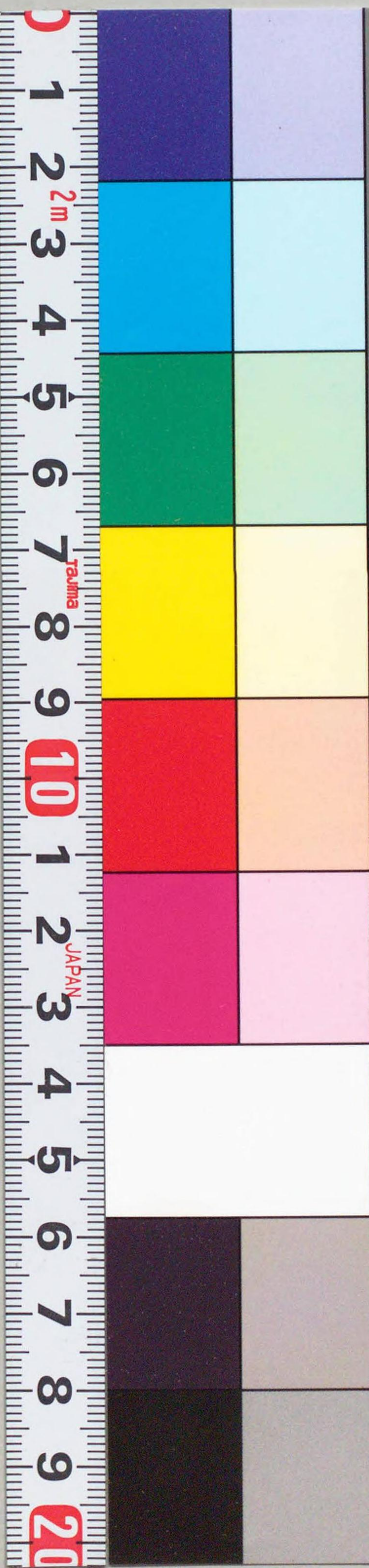
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



議院公報附錄  
查資料第四十二輯

昭和十六年五月

BZ-4-T76



\*1200501193981\*

第七十六回  
帝國議會  
新法律の要旨

衆議院調查部



BZ  
4  
T76

はしがき

本稿は、第七十六回帝國議會の協賛を経たる諸法律に付、其の要旨を概説したものである。

法律案提出の都度、部員が分擔して執筆した爲文章體裁の不備不揃の點尠しとしなが、參考の爲印刷配布することとした。

はしがき



I 種  
W



\*1200501193981\*



第七十六回 帝國議會 新法律の要旨目次

内閣

- 一 國家總動員法中改正法律……………一頁
- 二 恩給法中改正法律……………一一
- 三 委員會等ノ整理等ニ關スル法律……………一二

内務省

- 四 地方分與稅法中改正法律……………一六
- 五 大正九年法律第五十六號中改正法律(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)……………一七
- 六 衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律……………一七
- 七 府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律……………一七

大藏省

- 八 昭和十六年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律……………一八
- 九 昭和十五年法律第七號中改正法律(造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設

目次

註

略語

修ハ修正  
衆附ハ衆議院附帶決議  
衆希ハ衆議院希望條項  
協ハ兩院協議會成案



備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル件) ..... 一九

一〇 昭和十三年法律第二十三號中改正法律(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件) ..... 二〇

一一 留萌鐵道株式會社及新瀉臨港開發株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律 ..... 二〇

一二 田名部運輸軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律 ..... 二〇

一三 富士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬鐵道買收ニ關スル法律 ..... 二一

一四 昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件) ..... 二一

一五 朝鮮事業公債法中改正法律 ..... 二一

一六 朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律 ..... 二二

一七 臺灣事業公債法中改正法律 ..... 二二

一八 關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ各特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ關スル經費等ニ關スル法律 ..... 二二

一九 關稅定率法中改正法律 ..... 二三

二〇 昭和十二年法律第五十七號改正法律(鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件) ..... 二三

二二 木炭需給調節特別會計法中改正法律 ..... 二三

二三 無盡業法中改正法律 ..... 二六

二四 相續稅法中改正法律 ..... 二七

二五 臨時利得稅法中改正法律 ..... 二七

二六 外國爲替管理法改正法律 ..... 二八

二七 國稅徵收法中改正法律 ..... 二九

二八 關稅法中改正法律 ..... 二九

二九 不動產融資及損失補償法中改正法律 ..... 三〇

三〇 臨時資金調整法中改正法律 ..... 三〇

三一 兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律 ..... 三一

三二 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律 ..... 三一

三三 朝鮮銀行法中改正法律 ..... 三一

三四 臺灣銀行法中改正法律 ..... 三三

三五 昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件) ..... 三三

三六 國民貯蓄組合法 ..... 三四



三六	國民更生金庫法	三五
三七	日本勸業銀行法中改正法律	三七
三八	北海道拓殖銀行法中改正法律	三九
三九	農工銀行法中改正法律	三九
四〇	臨時陸軍材料資金特別會計法中改正法律	三九
四一	昭和十五年法律第六十九號中改正法律(支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件)	四〇
四二	昭和十六年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律	四一
<b>陸軍省</b>		
四三	兵役法中改正法律	四一
四四	陸軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律	四一
四五	軍機保護法中改正法律	四二
四六	陸軍軍法會議法中改正法律	四二
<b>海軍省</b>		
四七	海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律	四三
四八	海軍軍法會議法中改正法律	四三
四九	船舶保護法	四四

司法省

五〇	國防保安法	四六
五一	民法中改正法律	四八
五二	非訟事件手續法中改正法律	四八
五三	戶籍法中改正法律	四九
五四	民事訴訟法中改正法律	五〇
五五	陪審法中改正法律	五一
五六	治安維持法改正法律	五三
五七	借地法中改正法律	五六
五八	借家法中改正法律	五六
五九	大正二年法律第九號中改正法律(裁判所管轄區域ニ關スル件)	五七
六〇	刑法中改正法律(修)(協)	五八

文部省

六一	義務教育費國庫負擔法中改正法律	六二
六二	小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律	六二



農林省

- 六三 昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀ノ應急措置ニ關スル件).....六二
- 六四 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律.....六三
- 六五 蠶絲業統制法(修)(衆附).....六四
- 六六 農地開發法(衆希).....七〇
- 六七 木材統制法(修).....七九

商工省

- 六八 昭和十二年法律第九十二號中改正法律(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件).....八二
- 六九 商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律.....八三
- 七〇 重要機械製造事業法.....八五
- 七一 工作機械製造事業法中改正法律.....八七
- 七二 日本製鐵株式會社法中改正法律.....九〇
- 七三 輸出補償法中改正法律.....九二
- 七四 人造石油製造事業法中改正法律(衆附).....九三
- 七五 帝國燃料興業株式會社法中改正法律(修)(衆附).....九四
- 七六 帝國石油株式會社法(修)(衆附).....九五

遞信省

- 七七 日本發送電株式會社法中改正法律.....九八
- 七八 郵便貯金法中改正法律.....九九
- 七九 東亞海運株式會社法(修).....一〇〇

鐵道省

- 八〇 帝都高速度交通營團法.....一〇四

拓務省

- 八一 樺太開發株式會社法.....一一一

厚生省

- 八二 健康保險法中改正法律.....一一四
- 八三 貸家組合法.....一一五
- 八四 住宅營團法.....一二〇
- 八五 醫療保護法.....一二四
- 八六 國民勞務手帳法.....一二八
- 八七 勞働者年金保險法.....一三〇

- 法律案審議經過一覽表.....一三九



第七十六回  
帝國議會  
新法律の要旨

國家總動員法中改正法律

(昭和十六年三月三日公布  
法律第十九號)

本改正法は現下の情勢に鑑み國家總動員態勢の整備強化を圖り以て國家總力の發揮に遺憾なからしむる爲國家總動員法の規定を擴充強化することとし同法適用業務及物資の擴張竝罰則の強化の他新に必要な戰時施設に關し必要な統制條項を加へることとしたもので、新に追加した改正條項のうち主なるものは

- 一、一般會社の設立、合併、解散に關する強制命令
  - 一、勞務者の就業に關する必要な命令
  - 一、統制組合の他統制團體乃至統制會社の設立運營に關する命令
- 等で、此のうち會社の設立、合併、解散に關する強制命令は舊法には全くなかつた規定である。而して此の會社の設立、合併、解散に關する強制命令は第十六條の改正に依り、(第十六條ノ三追加)統制團體會社に關する條項は第十八條の改正に依り之を實現したのである。

又勞務者の就業統制は今日までの業主の雇傭條件のみに依る統制の不備を補ひ、勞務者の就業そのものに新たな統制を加へたもので、之は第六條の改正に據つた。又罰則に付ては舊法に依れば最高刑が懲役三年であつた



が右は戦時統制の罰則としては輕きに失するとの理由で、之を飛躍的に強化し體刑及罰金の雙方に亘つて刑の加重を圖ることとした。即ち新に第三十一條ノ二を追加し、第八條又は第十九條の規定に依る命令に違反したる者は十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する旨規定した。

尙本改正法の要綱を逐條的に述べれば左の如くである。

△第五條 總動員業務に対する協力命令條項

従來は國家又は地方團體の行ふ總動員業務だけに、協力せしめ得ることとなつてゐたが、此の範圍を擴張して政府は國民に對し政府の指定する個人、會社等に對しても協力すべきことを命じ得ることになつた。

△第六條 従業者の統制條項

従來は事業主の方を制限出来るのみであつて、従業者側に適用されぬ憾みがあつたので「就職、従業者は退職」の文字を挿入して此の欠陥を補ひ、更に従來の法文では「賃金」「勞働條件」といふ字句を使用してゐたが今回は「給料」を挿入し又「従業條件」と改めて、雇傭契約に基く従業者全部を含むことを明白にした。之に依つて會社經理統制令で縛ることの出来なかつた個人企業に従業員に對しても、統制を加へることが出来るやうになつた。

△第八條 總動員物資の生産、修理、配給、讓渡に對する命令條項

従來總動員物資に對し統制を加へ得るのみであつたが現在では、不要不急の物資を統制して、之を必要な方面に振り向けさせ、是等の物資の生産に消費される勞働力、資金等を國家的見地から見ても必要と思はれる所に使用させることが必要になつた、此の意味に於いて、本法の適用の範圍を、總動員物資に限らず一般物資に擴張した。

△第十條 總動員物資の使用收用條項

従來は政府自身が總動員物資を使用、收用し得る規定となつてゐたが、政府のみならず總動員業務を行ふ者が直接使用、收用出来るやうに改めたものである。

△第十一條 經理統制條項

政府が資金の融通を命令する爲には、先づ資金を集めて、次に之を貸すやうにさせるといふ手続きが要る、然し、かういふ順序を採ることは厄介であるのみならず、通貨の移動を伴ふから「インフレ」防止の見地から觀て成るべく避ける必要がある、そこで通貨の移動を伴はずして、資金融通の目的を達し得るやうな方法、即ち金融機關に對し時局産業の負つてゐる債務の肩替りや債務の保證を命じ得る途を開いたのである。

△第十三條 工場、事業場等の使用收用條項

政府のみならず、總動員業務を行ふ者も、不動産の使用、收用等が出来るやうに改めたものである。

△第十四條 權利の使用收用條項

政府のみならず、總動員業務を行ふ者も、他の者の持つてゐる特許權其の他の權利を使用し得ることとしたものである。政府が特許發明及び登録實用新案を使用、收用し得るやうになつてゐないのは、政府自らは當該法規中に規定せられは收用權の發動で目的を達し得るからである。



△第十五條 前二條の附隨條項

政府以外の者が他人の不動産を使用、收用し得るやうになつた結果、それが不用になつた場合を想定して改めたものである。

△第十六條ノ二 追加規定

新しく追加になつた規定で事業を合併せずに、其の設備だけを他の者の使用に移しうるやうにしたものである。事業に屬する設備のうち齒車、「レール」といふやうに部分的にならば、從來からも第八條で他に移譲することを命じ得たのであるが、改正法に依れば設備の外、營業權特許權等が附いたままで一括して移譲を命ずることが出来るわけである。

△第十六條ノ三 追加規定

之も新しく追加された規定で、第十六條ノ二と異り事業の財産を離れて、事業其のもの即ち會社、個人の商賣等に付て、あらゆる命令をなし得るやうにしたものである。此のうち、事業の開始は、積極的に之を命ずることは困難だから主として開始を制限する方面に發動することにならう、換言すれば營業免許制の規定である。次に委託は能率の上らぬ工場等を委託經營させる場合であり、共同經營は合併させぬまでも事業を一緒にやらせる場合である、目的變更は、會社等の定款で定められた目的變更の意味で、營利會社を公益法人に變へる如き性質の變更は含まれない。

△第十七條 統制協定條項

總動員業務以外の奢侈品製造業等に付ても、統制協定を作らせるやうに從來の規定を擴張したものである。

△第十八條 統制團體條項

之は今次改正中第十六條と共に最も重要なもので、舊法との相違は左の諸點である。

- 一、規定の適用を受ける團體を總動員業務以外に擴張したこと。
- 二、設立を命ぜられるのは統制を目的とする組合だけに限つてゐたが、今度は組合法に基く組合のみならず、團體又は會社に擴げたこと。
- 三、從來は新しく作られる組合は統制を目的とするものに限られ事業の經營は許されなかつたが、今度は統制を目的とする團體、會社に範圍が廣められた結果、自ら事業を經營することが出来るやうになつたと。但しこの場合に於ても、統制を目的とする營業の範圍に限られたことは勿論である。

△第十八條ノ二 追加規定

第十六條ノ二、第十六條ノ三の規定が新しく加はり、其の結果積極財産の出資を命ずるので、消極財産たる債務、擔保の跡片付を規定したものである。

△第十八條ノ三 追加規定

國家の爲に犠牲となつて合併、讓渡等を命じられたものや半公共機關である統制團體又は統制會社に税金をかけるのは苛酷であり、不必要である場合が豫想されるので租税の減免を行つて、負擔の輕減を計り得ること



としたものである。

△第十九條 價格統制條項

従來の價格統制上洩れてゐた修繕料、其の他の財産的給付を加へ、統制の完璧を期したものである。

△第二十七條 損失補償條項

改正の要點は

(イ) 政府自らの補償する範圍が新しい條項の追加に依つて擴大されたこと (ロ) 民間人にも使用、收用させることになつた結果、其の使用、收用する者にも、動産、不動産、權利等を取り上げられた者に對し、補償する義務を課したこと。

但し、民間人が補償する場合は政府は補償の責任を負はぬことになつてゐる。

△第二十九條 補償委員會條項

政府のみならず民間が加つたので「拂下」を「買受」と改めたものである。

△第三十一條ノ一 追加(罰則規定)

經濟違反に對する罰則を強化したものである、即ち第八條及び第十九條の規定、換言すれば物資配給及價格統制に對する違反は従來三年以下の懲役乃至五千圓以下の罰金が課せられてゐた、然し、之では刑罰を覺悟で違反を行ふものがあるので、十年以下の懲役乃至五萬圓以下の罰金と改めたのである。

△第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十八條 罰則規定孰れも技術的改正である。

△第四十五條 罰則規定

新しく出來る統制團體は公的團體であり、其の役職員は政府の祕密も知らねばならぬので、其の祕密洩れに對して公務員に準ずる罰則を設けたのである。

△第四十六條 罰則規定

統制組合の役員が賄賂收受に對する罰則であるが新しく統制團體、統制會社が出來るので、罰則適用の範圍を其の役職員に擴大した。又従來は統制組合の役員だけに限られてゐたが、今度は使用人まで含むことに擴張した。

〔參考資料〕

(一) 國家總動員法ニ基ク經濟統制法令違反事件法令別人員調(法令實施後昭和十五年十一月末現在)

法令別	受理	處		計	未處理
		起訴	不起訴其ノ他		
賃金統制令	二二	三	一〇	一三	八
賃金臨時措置令	八六七	八二	五九〇	六七二	一九五
米穀搗精等制限令	一、一五四	二七二	八〇三	一、〇七五	七九
會社職員給與臨時措置令	一		一	一	
價格等統制令	九四、九七七	三三、八五〇	四三、〇七五	七五、九二五	一九、〇五二
地代家賃統制令	一、二八二	一七六	七二七	八九三	三八九
小作料統制令	二四		一八	一八	六
計	九八、三二六	三三、三八三	四五、二二四	七八、五九七	一九、七二九



(二) 國家總動員法關係勅令一覽(公布順)

昭和十六年三月一日現在

法條文	勅令	審査員合計許可年月日	公布年月日	施行年月日	備考
五〇	國家總動員審議會官制(勅令第三百十九號)	昭和 一三、八、一〇	一三、五、四	一三、五、五	
一三	工場事業場管理令(勅令第三百十八號)	昭和一三、八、一〇	一三、五、四	一三、五、五	
二九	總動員補償委員會規定(勅令第四百七十七號)	昭和一三、八、一〇	一三、七、二	同上	
六	學校卒業者使用制限令(勅令第五百九十號)	昭和一三、八、一〇	一三、八、二四	同上	
二一	醫療關係者職業能力申告令(勅令第六百號)	昭和一三、一〇、三一	一四、一、七	同上	
〃	國民職業能力申告令(勅令第五號)	昭和一三、一〇、三一	一四、一、三〇	同上	
〃	船員職業能力申告令(勅令第二十三號)	昭和一三、一〇、三一	一四、一、三〇	同上	
〃	獸醫師職業能力申告令(勅令第二十六號)	昭和一三、一〇、三一	一四、二、二四	同上	
六	從業者雇入制限令(勅令第二百二十六號)	昭和一三、一〇、三一	一四、三、三一	一四、四、二〇	昭和十五年勅令第七五〇號ニヨリ廢止
〃	工場就業時間制限令(勅令第二百二十七號)	昭和一三、一〇、三一	一四、三、三一	一四、五、一	昭和十五年勅令第六七五號ニヨリ改正
〃	賃金統制令(勅令第二百二十八號)	昭和一三、一〇、三一	一四、四、三一	一四、四、一〇	
二二	學校技能者養成令(勅令第二百三十號)	昭和一三、一〇、三一	一四、三、三一	一四、四、五	
〃	工場事業技能者養成令(勅令第二百三十一號)	昭和一三、一〇、三一	一四、三、三一	一四、四、五	
二一	會社利益配當及資金融通令(勅令第二百七十九號)	昭和一三、一〇、三一	一四、四、一	一四、四、一〇	昭和十五年勅令第六八〇號ニヨリ廢止
一六	總動員業務事業設備令(勅令第四百二十七號)	昭和一三、一〇、三一	一四、七、一	一四、七、一〇	

三	總動員業務指定令(勅令第四百四十三號)	一四、六、二四	一四、七、五	同上	
四	國民徵用令(勅令第四百五十一號)	一四、六、一四	一四、七、八	一四、七、一五	
二四	總動員業務事業主計畫令(勅令第四百九十三號)	一三、一、二八	一四、七、二六	一四、八、一	
二五	總動員試驗研究令(勅令第六百二十三號)	一三、一、二二	一四、八、三〇	一四、九、五	
一九	價格統制令(勅令第七百三十三號)	一四、九、二七	一四、一〇、一八	一四、一〇、二〇	
〃	地代家賃統制令(勅令第七百四十四號)	一四、九、二七	一四、一〇、一八	一四、一〇、二〇	昭和十五年十月十九日ノ期間満了ニヨリ失效
六	賃金臨時措置令(勅令第七百五十五號)	一四、九、二七	一四、一〇、一八	一四、一〇、二〇	昭和十五年勅令第六七五號ニ依リ其ノ效力ヲ有ス
一一	會社職員給與臨時措置令(勅令第七百六十八號)	一四、九、二七	一四、一〇、一八	一四、一〇、二〇	昭和十五年十一月四日ノ期間満了ニ依リ失效
一九	軍需品工場事業場検査令(勅令第七百七十七號)	一四、九、二七	一四、一〇、一八	一四、一〇、二〇	
八	電力調整令(勅令第七百八十八號)	一四、九、二七	一四、一〇、一八	一四、一〇、二〇	
二二	船舶運航技能者養成令(勅令第七百八十號)	一三、一〇、三一	一四、一、二一	同上	
八	米穀摺精等制限令(勅令第七百八十九號)	一四、一、一	一四、一、二五	一四、二、一	
一九	小作料統制令(勅令第八百二十三號)	一四、一、一	一四、一、二五	一四、二、一	
一〇	總動員物資使用收用令(勅令第八百三十八號)	一三、一、二七	一四、二、六	一四、二、二〇	
一三	工場事業場使用收用令(勅令第九百一號)	一三、一、二八	一四、二、二九	一五、二、一	
〃	土地工作物管理使用收用令(勅令第九百二號)	一三、一、二八	一四、二、二九	一五、二、一	
〃	陸運統制令(勅令第三百七十七號)	一四、二、二二	一五、二、一	同上	
〃	海運統制令(勅令第三百八十八號)	一四、二、二二	一五、二、一	同上	



六	青少年雇入制限令 (勅令第三十六號)	一四、一二、二二	一五、二、一	一五、三、一	
八	製鐵用輸入原料配給等統制令 (勅令第四百五十五號)	一五、六、二五	一五、七、三	一五、七、八	
〃	農業水利臨時調整令 (勅令第五百十六號)	一五、六、二九	一五、八、五	一五、八、一〇	
二一	國民職業能力申告令中改正令 (勅令第六百七十三號)	一五、九、三〇	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
四	國民徵用令中改正令 (勅令第六百七十四號)	一五、九、三〇	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
六	賃金統制令 (勅令第六百七十五號)	一五、一〇、一	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
〃	船員給與統制令 (勅令第六百七十六號)	一五、一〇、一	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
一九	價格等統制令中改正令 (勅令第六百七十七號)	一五、一〇、一	一五、一〇、一九	同上	
〃	地代家賃統制令 (勅令第六百七十八號)	一五、一〇、一	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
〃	會社經理統制令 (勅令第六百八十號)	一五、一〇、一	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
〃	銀行等資金運用令 (勅令第六百八十一號)	一五、九、三〇	一五、一〇、一九	一五、一〇、二〇	
四	船員徵用令 (勅令第六百八十七號)	一五、九、三〇	一五、一〇、二一	一五、一〇、二二	
六	船員使用等統制令 (勅令第七百四十九號)	一五、九、三〇	一五、一一、九	一五、一一、一〇	
〃	従業者移動防止令 (勅令第七百五十號)	一五、九、三〇	一五、一一、九	一五、一一、二〇	
一九	宅地建物等價格統制令 (勅令第七百八十一號)	一五、九、三〇	一五、一一、二一	一五、一一、二五	
二〇	新聞紙等掲載制限令 (勅令第七百八十七號)	一五、一一、二一	一六、一、一一	同上	
一九	臨時農地價格統制令 (勅令第九號)	一五、一一、二一	一六、一、三〇	一六、二、一	
一三	臨時農地等管理令 (勅令第一百四十四號)	一五、一一、二一	一六、二、一	同上	

二 恩給法中改正法律

(昭和十六年三月三日公布)  
法律 第三十三號

本改正法は現下所要兵力著しく増加せる爲従來の傷病年金又は傷病賜金を給する程度の傷病を以ては必ずしも兵役を免ぜざるに至りたるに依り下士官以下の軍人に對し傷病年金又は傷病賜金を給するに付兵役を免ぜられたることを要件とする現行法の特別の條件を削り、又陸軍兵長及副看守長の制度の制定に伴ひ規定を整備する等の爲之が改正が行はれることとなつたもので即ち其の概要は

一、第四十六條の二第一項後段は傷痍疾病に罹りたる公務員が下士官以下の軍人にして退職後三年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられたるときは之に傷病年金を給することとなつて居るが之を改め公務員が下士官以下の軍人なる場合に於て公務の爲永續性を有する傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾の程度に至らざるも勅令の定むる程度に達したるときに非ざれば傷病年金は給せざることとした。

又第六十六條第一項は下士官以下の軍人公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り傷病年金を給せらるる程度に至らざるも之が爲に退職し又は退職後三年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられたるときは之に傷病賜金を給することとなつて居るが之を改め傷痍疾病が勅令の定むる程度に達し退職したるとき又は退職後三年内に勅令の定むる程度に達したるときに非ざれば之に傷病賜金を給せざることとした。

二、別表第一號表(乙)及第五號表乃至第七號表中「海軍一等兵」を「陸軍兵長、海軍一等兵」に改めた。

三、第二十三條第二號中「看守、女監取締」を「副看守長、看守」に改め、第二十五條第四號中に「看守、副看守長に任じ又は就職したるとき」を入れた。



其の他経過規定を設けて居る。

〔参考資料〕

最近五ヶ年間に於ケル恩給總年額、受給者人員及逐年ノ増加率

(内閣恩給局長裁定ニ係ルモノ)

區分	年 末 現 在		前 年 ニ 比 シ 増 加 率	
	人 員	金 額	人 員	金 額
昭 和 十 一 年	三九三、九六六 <sup>人</sup>	一五七、八〇一、三三一 <sup>円</sup>	〇・〇三二	〇・〇三三
同 十 二 年	四〇〇、四八一	一六一、五四九、一〇三	〇・〇一七	〇・〇二四
同 十 三 年	四〇九、〇五二	一七三、七八七、五六五	〇・〇二一	〇・〇七六
同 十 四 年	四五八、四六三	一九五、九七八、九二四	〇・一二一	〇・二二八
同 十 五 年	五三八、五〇五	二三〇、五八四、一七八	〇・一七五	〇・二七八 <sup>(推定)</sup>

三 委員會等ノ整理等ニ關スル法律

(昭和十六年三月六日公布 法律第三十五號)

本法は諸委員會の整理統合又は法律の整理等を爲すこととしたので即ち左の如くである。

一、委員會を廢したるもの

- (1) 米穀自治管理委員會(米穀自治管理法) (2) 對支文化事業委員會(對支文化事業特別會計法) (3) 映畫委員會(映畫法) (4) 特別融通審査會(日銀本行特別融通及損失補償法) (5) 米穀處理委員會(政府所有米穀特別會計法)

- (6) 蠶品種審査會(原蠶種管理法) (7) 製鐵事業委員會(製鐵事業法) (8) 液體燃料委員會(石油業處理法) (9) 百貨店委員會(百貨店法) (10) 自動車製造事業委員會(自動車製造事業法) (11) 船員職業紹介委員會(船員職業紹介法) (12) 航路統制委員會(航路統制法) (13) 航空機技術委員會(航空機製造事業法) (14) 政府航空出資評價委員會(大日本航空株式會社法) (15) 審査委員會(小運送業法) (16) 國立公園委員會(國立公園法)

二、他の委員會に整理統合せるもの

- (1) 家畜再保險審査會(家畜保險法)、漁船再保險審査會(漁船保險法)、森林火災國營保險審査會(森林火災國營保險法)、農業再保險審査會(農業保險法)を「農林保險審査會」に改む
- (2) 負債整理資金特別融通損失審査會(農村負債整理資金特別融通及損失補償法、臨時農村負債處理法)を「農林金融改善特別融通損失審査會」に改む
- (3) 船舶管理委員會(臨時船舶管理法)、造船事業委員會(造船事業法)を「海事審議會」に改む
- (4) イ、第一次健康保險審査會(健康保險法)、國民健康保險委員會(國民健康保險法)、第一次職員健康保險委員會(職員健康保險法)、第一次船員保險審査會(船員保險法)を「地方社會保險審査會」に改む
- ロ、第二次健康保險審査會(健康保險法)、第三次健康保險審査會(健康保險法)、勞働者災害扶助責任保險審査會(勞働者災害扶助責任保險法)、第二次職員健康保險審査會(職員健康保險法)、第二次船員保險審査會(船員保險法)を「中央社會保險審査會」に改む
- ハ、健康保險審査會(健康保險法)、職員健康保險審査會(職員健康保險法)、船員保險審査會(船員保險法)







製鐵事業評價審査委員會	七
損害保險國營再保險審査會	七
電氣委員會	五
電力審議會	七
電力評價審査委員會	四
船舶管理委員會	八
鐵道會議	五
中央衛生會	一
簡易生命保險審査會	七
勞働者災害扶助責任保險審査會	五
中央社會事業委員會	四
中央職業紹介委員會	六

一二	六	四	七	一	五	八	四	七	五	七	七
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

					六						二
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---

					六						二
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---

二	三	八	五	五	〇	〇	二	二	一	四	七	六	六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

備考

- 一、概ね法律に根據ある委員會等に付て調査す。
- 二、委員及臨時委員を含む。
- 三、昭和十五年八月十五日現在職員録に依る。

内務省

四 地方分與稅法中改正法律 (昭和十六年三月六日公布 法律第三十八號)

本改正法の趣旨は昭和十五年度分の配付稅分與の實績に鑑み昭和十六年度の道府縣配付稅及び市町村配付稅の配付率を道府縣配付稅に付配付稅總額の「百分の六十五」より「百分の六十二」に、市町村配付稅に付「百分の三十五」より「百分の三十八」に變更することとしたものである。

五 大正九年法律第五十六號中改正法律 (北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件) (昭和十六年三月六日公布 法律第四十五號)

本改正法の趣旨は從來北海道に於ける地方鐵道及軌道に對しては大正九年法律第五十六號に依り其の營業開始の日より二十年を限り北海道拓殖費より補助をなし來つたのであるが、之等の經營の實績と其の將來を慮り補助年限を更に「五年」延長すると謂ふのである。

六 衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律 (昭和十六年二月二十四日公布 法律第四號)

本法は現下の時局に鑑み衆議院議員の任期を延長することとしたもので即ち現任衆議院議員の任期を一年延長し且其の間補闕選舉及再選舉は之を行はない。但し議員數が選舉法別表に掲ぐる各選舉區の議員數を合算したる數の三分の二に満たざるに至つたときは別に定むる勅令に依り之が補充選舉を行ふ。任期延長の結果昭和十七年四月三十日に總選舉を施行することとなるのである。

七 府縣會議員、市町村會議員ノ等任期延長ニ關スル法律 (昭和十六年二月二十四日公布 法律第五號)

本法の趣旨は現下の時局に鑑み昭和十七年三月三十一日迄に任期滿了すべき府縣會議員又は東京、大阪、京都



三市の區會議員に就て其の任期を昭和十七年四月一日迄、又昭和十七年三月三十一日迄に任期滿了すべき市町村會議員、町村組合議員等に就ては其の任期を昭和十七年五月二十日迄延長せんとするに在る。但し府縣市町村會議員等の補闕又は再選舉を行ふべき事由が本法施行の際にあつても其の任期滿了前六月以内に生じたもの理由はよつて行はれず、本法施行によつて任期が延長される結果其の選舉を行ふべきものとなつたものには就ては、其の選舉の期間の起算點を本法施行日の翌日とした。

大藏省

八 昭和十六年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律 (昭和十六年三月五日公布 法律第二十三號)

本法の趣旨は政府は昭和十六年度一般會計歳出及同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充てる爲他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十六年度及十七年度に於て「十八億五千九百三十萬圓」を限り公債を發行し又は借入金爲すことを得(第一條、第二條)、前記公債の發行差減額を補填する爲必要な場合前記制限以外に公債を發行し又は借入金を爲し得ると謂ふのである(第三條)。

〔參考資料〕

區分	(一) 支那事變發生以來各年末ニ於ケル國債現在額調	
	内國債 千圓	外國債 千圓
昭和十二年六月末 (支那事變發生前)	九、二六四、六六二	一、三一五、六三九
昭和十二年末	一〇、五八五、一五〇	一、三〇七、七九七
		計 千圓
		一〇、五八〇、三〇一
		一一、八九二、九四八

昭和十三年末	一四、九三四、七三三	一、二八七、九九四	一六、二二二、七二八
昭和十四年末	二〇、二五三、五七六	一、二六六、六二九	二一、五二〇、二〇六
昭和十五年末	二七、〇〇八、一五三	一、二四五、〇五五	二八、二五三、二〇九

(二) 昭和十六年度新規公債發行豫算額前年度比較表

區分	昭和十六年度			前年度 豫算額	比較増△減
	本豫算額	追加豫算額	計		
一般會計	一、八七九、二九八	一、二四、六五二	三、〇〇三、九五〇	一九〇六、五四二	一、〇九七、四〇八
震災善後公債	三、五七五	〇	三、五七五	二、五一五	一、〇五九
道路公債	一六、四五〇	〇	一六、四五〇	一四、三一六	二、一三三
歳入補填公債	一、八五九、二七二	一、二四、六五二	二、九八三、九二五	一、八八九、七一〇	一、〇九四、二一五
特別會計	五二七、四五二	七六、三七九	五九三、八三〇	四四六、五四九	一四七、二八〇
計	二、三九六、七四九	一、二〇一、〇三二	三、五九七、七八一	二、三五三、〇九二	一、二四四、六八九
臨時軍事費特別會計	〇	三、九七七、一六七	三、九七七、一六七	四、六七一、五三三	△ 六九四、三六五
合計	二、三九六、七四九	五、一七八、一九九	七、五七四、九四八	七、〇二四、六二五	五五〇、三二三

九 昭和十五年法律第七號中改正法律 (造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル件) (昭和十六年三月五日公布 法律第二十四號)

本改正法の趣旨は造幣局東京出張所の廳舎、工場其の他の建物及其の附屬設備の新營擴張計畫の變更等に伴ふ



所要經費に充用する爲造幣局資金中より更に「百十五萬圓」を限り一般會計に繰入れ従て繰入金額を「四百十五萬圓」と爲し得ることとし且繰入年限を一年延長し昭和十五年度乃至昭和十七年度と爲すと謂ふものである。

- 一〇 昭和十三年法律第二十三號中改正法律(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件)

(昭和十六年三月五日公布  
法律第二十七號)

本改正法は關東局特別會計に於て今回増徴せむとする煙草稅の増徴に因る増收額の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入ることとする爲之が改正を行ふこととしたものである。

- 一一 留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律

(昭和十六年四月一日公布  
法律第八十一號)

本法は政府は留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬の鐵道を買收する爲之に必要な限度に於て公債を發行することを得ると謂ふのである。

- 一二 田名部運輸軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律

(昭和十六年四月一日公布  
法律第八十二號)

本法は政府は田名部運輸軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲之に必要な額を限度として公債を發行することを得ると謂ふのである。

- 一三 富士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬鐵道買收ニ關スル法律

(昭和十六年三月七日公布  
法律第五十二號)

本法は現在政府が借入使用してゐる富士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬の鐵道を買收する爲の法案で買收價額は政府の指定する買收日に於ける鐵道建設費以内で協定することとし且買收の爲必要な限度に於て公債を發行し國債證券で代價を交付することが出來ると謂ふのである。

- 一四 昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(昭和十六年二月八日公布  
法律第一號)

本改正法は支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲昭和十二年法律第八十四號に依り從來起債し得る金額の外更に「九億九千七百六十萬圓」を限り公債を増加發行し得て起債總額を「百五十億七千八百八十萬圓」と爲すこととしたものである。

- 一五 朝鮮事業公債法中改正法律

(昭和十六年三月五日公布  
法律第二十五號)

本改正法の趣旨は從來朝鮮に於て事業費又は事業費補助に要する經費を支辨し且煙草專賣制度の實施又は私設鐵道買收に要する交付金として交付する爲に公債發行又は借入を爲し得たる限度「十三億三千六百萬圓」を鐵道の建設改良、道路港灣の修築改良のための財源に充當せんが爲「十六億八百二十萬圓」に擴張せんとするものである。



一六 朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律

(昭和十六年三月五日公布) 法律第三十號

本改正法の趣旨は朝鮮に於ける鐵道事業の増大に伴ふ朝鮮鐵道用品資金の不足を補ひ同事業の圓滑なる遂行を圖る爲同資金豫定額を從來の「二百萬圓」より「千萬圓」に増加し漸次之を朝鮮總督府特別會計より繰入るることとなさんとするものである。

一七 臺灣事業公債法中改正法律

(昭和十六年三月五日公布) 法律第二十六號

本改正法の趣旨は從來臺灣に於て事業費又は事業費補助に要する經費を支辨し且酒專賣制度若は粗製樟腦及樟腦油製造事業の實施又は私設鐵道買収に要する交付金として交付する爲公債發行又は借人をなし得たる限度「二億八千八百九十萬圓」を鐵道改良費の財源に充當せんが爲「一億九千二百八十萬圓」に擴張せんとするものである。

一八 關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ各特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ關スル經費等ニ關スル法律

(昭和十六年三月五日公布) 法律第二十八號

本法の趣旨は簡易生命保險及郵便年金事業の進展を圖る爲之に關する事務を滿洲國駐劄特命全權大使の管理に屬する官署、臺灣總督の管理に屬する官署、樺太廳及び樺太廳長官の管理に屬する官署並に南洋廳及南洋廳長官の管理に屬する官署に於ても取扱はしむることと爲すに伴つて、是等官署に於て取扱ふ簡易生命保險及び郵便

年金の事務に關する經費及事務の取扱に關して生ずる收入を夫々關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の各特別會計に所屬せしむることを得且之等特別會計に對して毎年事業の經費に充つる爲必要なる金額を簡易保險及郵便年金の各特別會計より繰入れることを得ると謂ふのである。

一九 關稅定率法中改正法律

(昭和十六年三月二十六日公布) 法律第七十六號

本改正法は

- 一、本邦に近接する地域の生産品に對し特に其の必要ある場合は勅令を以て其の「地域及物品」を指定して關稅の減免を爲し得ること
  - 一、別表輸入稅表中、砂糖及鑛油の品名を變更すると共に稅率を何れも相當程度引上げること
- を主眼として之が改正を行つたものである

二〇 昭和十二年法律第五十七號改正法律(鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件)

(昭和十六年五月三十日公布) 法律第八十七號

本法案は鐵の輸入稅免除に關する法律の改正であつて現行法は免除の期間を「昭和十六年六月三十日迄」として居るが改正法は其の生産、輸入、需給の現狀に鑑み引續き「當分の内」之を免除することとした。尤も勅令に依り物品を指定し除外例を認めることとして居る。

二一 木炭需給調節特別會計法中改正法律

(昭和十六年三月五日公布) 法律第二十九號



本改正法は木炭需給調節特別會計に屬する經費支辨の必要に基く借入の限度を現行法の「七百萬圓」に對し「二千五百萬圓」迄増加するを得しむることとして居るものである。

〔參考資料〕

最近木炭需給高並各道府縣製造高

(イ) 需給狀況

年別	前年末在荷量	生産量	移輸入量	移輸出量	需要量	當年末在荷量
昭和十年	八六、〇九二 <small>千貫</small>	六三一、四八五 <small>千貫</small>	一、五二二 <small>千貫</small>	八二一 <small>千貫</small>	六四一、七二六 <small>千貫</small>	七六、五五二 <small>千貫</small>
昭和十一年	七六、五五二	六〇三、一八六	九八八	九七七	六三三、二二三	四六、五二六
昭和十二年	四六、五二六	六六七、〇六三	七五三	六四五	六五四、六三一	五九、〇六六
昭和十三年	三九、〇六六	六五一、〇五四	九七八	三三二	六九一、八一八	一八、九五八
昭和十四年	一八、九三八	六八八、一九二	一、六二七	一、〇〇九	六八八、五四七	一九、二二一

(ロ) 昭和十四年度木炭生産數量調

(一) 生産検査數量 (各欄四捨五入)

道府縣	數量	道府縣	數量	道府縣	數量
北海道	四八、三八二	埼玉県	五、一二六	岐阜県	二〇、八六一
青森	一五、六〇六	千葉県	七、九二九	静岡県	二〇、八六一

(單位千貫)

- (二) 検査外民製數量
- (三) 官行製炭數量
- (四) 御料直營製炭數量

二四、六九〇  
 一一、六五六  
 一、七三二  
 六八八、一九二

岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
四五、二六二	一四、八八〇	一四、六〇一	一三、七五九	三九、九〇六	一一、三三〇	一七、一一二	一五、五〇三	六、三七九	二四、五〇五	一九、三二二	一九、〇二三	一二、八三三	一〇、二〇九
東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎
三、七三八	四、〇四八	一六、一四五	五、六九九	一〇、五四二	一〇、八四一	九、三三三	二五、〇七七	二、三四三	一〇、四七一	二五、三六三	五、四二〇	三、二七〇	九、二七二
愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
六、〇一九	一一、四四八	四、五六二	七、八一四	九四九	一五、一七〇	四、九六二	九、〇六六	一一、一八二	一一、四二一	一九、〇九四	一一三、八一五	八五二	六五〇、一一四



二三 無盡業法中改正法律

(昭和十六年四月一日公布)  
法律第八十號

本法改正の目的は、無盡業及庶民金融の最近の實情に鑑み無盡業の健全なる發達を助長しやうとするものである。其の重點と目せられるものは

- 一、給付目的物の範圍を擴張したること。即ち現行法の「金錢又は有價證券」に對し「其ノ他ノ財産」を追加した。從て土地建物等の財産を給付する業態も亦本法の適用を受けることとなる。
- 二、前項の給付物即ち「給付ヲ爲ス主タル財産ノ種類」を「商號」中に示すべきこととしたこと。例へば「建物無盡株式會社」と謂ふの類である。
- 三、無盡會社の營業區域は道府縣單位たるべきこととしたこと。而も之を定款の記載事項と爲した。
- 四、營業上の資金運用方法に關し現行法の範圍を縮少したること。而も「有價證券」に依る運用に當つては其の種類につき主務大臣の認可を必要と爲した。
- 五、無盡會社の「營業全部ノ讓渡」又は「讓受」に關しては債權者、掛金者に異議申述の機會を與へ、以て保護の途を講じたること。
- 六、一定の手續に基く、他會社に對する「業務及財産管理」契約を認めたること。從て之に必要な手續上の諸規定を追加した。
- 七、新に本法の適用を受くべき業態に關し、經過規定を設けたること。

二三 相續税法中改正法律

(昭和十六年三月三十一日公布)  
法律第七十九號

本改正法は相續財産中比較的不動産の多い者の納付する相續税に付不動産に依る物納の制度を設くることとしたもので其の要旨は

相續財産の價額中不動産の價額が相續財産價額の二分の一以上の場合其の税額が千圓以上なるときは納税義務者は相續財産たる不動産に依る税の物納を求めることが出来る。納税義務者前述に依り相續税の物納を求めむとするときは課税價額決定の通知を受けたる後二十日以内に政府に申請せねばならぬ。

政府は納税義務者の物納に充てむとする不動産が管理又は處分を爲すに不適當と認むるときは相續税審査委員會の諮問を経て其の變換を命じ又は物納を許可せざることを得、又相續財産の狀況に依り税金の納付が容易であつて物納を許可する必要なしと認むるときは前記委員會の諮問を経て之を許可せざることを得る。

又第二十三條第四項は親族又は分家に贈與を爲したる場合其の價額が千圓以上なるとき遺産相續開始と看做し相續税を課し、其の場合相續開始後七年以内に更に相續開始したるとき相續税免除を認めて居ないが前述の場合物納も亦認めないこととして居る。

本法は昭和十六年四月一日以後開始した相續に付之を適用する。

二四 臨時利得税法中改正法律

(昭和十六年三月二十九日公布)  
法律第七十八號

本改正法は關東州に於ける個人臨時利得税の創設に伴ひ之が改正が施されることとなつたもので即ち臨時利得



税法第三十一條第三項中「臺灣」の下に「關東州」を加へて居る。

二五 外國爲替管理法改正法律 (昭和十六年四月十二日公布) (法律第八十三號)

本改正法は最近の國際情勢に鑑み戰時體制強化に即應し海外經濟力を維持する爲昭和八年同法制定當時の資本逃避防止から出發した平時的な爲替管理を海外列國の戰時爲替政策に對應した戰時爲替政策に發展せしめむとするもので其の改正の骨子は次の如くである。

- 一、在外財産又は外貨資金等に就ては現行法は政府は必要な場合に在外財産の賣却命令を爲し得る旨の規定あるに過ぎず、之は國際收支の均衡を圖る爲、爲替資金の充實を圖るを目的として居るに過ぎないものであるが之を改め在外財産又は外貨資金等に關して之が保全的措置又は活用方法を講ずる爲必要な統制を加へ得るやうにした(第一條)。
- 二、諸外國との爲替協定の圓滑なる實施を期し又は最近の混亂せる國際金融界に對處して對外經濟取引の圓滑を圖る爲必要な場合對外決済方法に關して適當なる統制を加へ得るやうにした(第四條)。
- 三、爲替銀行を通ずる取引に對する統制が整備強化するに伴ひ銀行を通じない對外決済例へば在外商社が其の海外で運轉して居る資金を本來の貿易關係以外の方面に流用して居るが如き間接的脱法行爲が漸増して來て居るので之が取締を強化した(第一條)。
- 四、我が國の對外經濟權益を擁護する爲必要な場合外國人關係の本邦内に於ける財産の取得又は處分に關して必要な取締を爲し得ることとした(第一條)。
- 五、爲替管理に關する事務が爲替管理の強化に伴ひ増大し來れるを以て事務の一部を日本銀行其他政府の指定するものに取扱はしめる(第六條)。
- 六、爲替管理上必要な帳簿の備付を命じ又は帳簿の記載方を指定(例へば日本語で記載せる帳簿を備付けさせる等)し得るやうにすると共に違反事件調査の徹底を期する爲特定官吏(税關吏)に訊問搜索の權限を與へた(第五條)。
- 七、取締の徹底を期する爲許可の附帶事項に違反せる者にも罰則を適用することを明示した(第一四條)。

二六 國稅徵收法中改正法律 (昭和十六年二月二十五日公布) (法律第六六號)

本改正法は差押物件等の處分に付公益上必要ある場合に於て隨意契約を以て公賣に代へ得るの途を拓く爲之が改正を行ふこととなつたもので即ち  
同法第二四條に「公益上必要アル場合ニ於テハ隨意契約ヲ以テ第一項ノ公賣ニ代フルコトヲ得」の一項を加へて居る。

二七 關稅法中改正法律 (昭和十六年二月二十五日公布) (法律第七七號)

本改正法は收容貨物の處分に付公益上必要ある場合に於て隨意契約を以て公賣に代へ得るの途を拓く爲之が改



正を行ふこととなつたもので即ち

同法第五〇條に「公益上必要アル場合ニ於テハ隨意契約ヲ以テ前項ノ公賣ニ代フルコトヲ得」の一項を加へて居る。

二八 不動産融資及損失補償法中改正法律

(昭和十六年三月六日公布 法律第四十三號)

本改正法は經濟界の情勢に鑑み不動産資金の融通期間及融通期限を延長する等の爲之が改正を行ふこととなつたもので、即ち

同法第二條に依れば融資銀行が融通を爲す場合の融通期間は「九年」で融通期限は「十八年」であるが改正法に於ては前者を「十二年」後者を「二十一年」にして居る。尙「不動産融資損失審査會」を廢し「日本銀行特別融通及損失補償法第五條ノ特別融通損失審査會」に改めて居る。

二九 臨時資金調整法中改正法律

(昭和十六年三月三日公布 法律第十入號)

本改正法は支那事變の進展に伴ひ生産力擴充資金其の他時局に緊要なる資金の供給を圓滑ならしむると共に國民貯蓄の増強を圖るの要緊なるものあることを以て興業債券の發行限度及其の元利金の支拂に付政府に於て保證し得る限度を「十億圓」より「二十億圓」に擴張し並貯蓄債券の發行限度「五億圓」を「十億圓」に擴張したものである。

三〇 兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律

(昭和十六年三月三日公布 法律第十四號)

本法は支那事變の進展に伴ふ豫算の膨脹、生産擴充等に原因する兌換銀行券發行狀況の推移に鑑み臨時に兌換券發行限度を擴張することとしたもので即ち左の如くである。

一、正貨準備、保證準備の區分を撤廢し兌換銀行券の最高發行高を大藏大臣が決定する(第一條第一項)。最高發行高の決定に付ては前年迄の兌換券發行高の膨脹率、兌換券の國債發行高に對する比率、現金取引の指數、物價指數其の他經濟活動の指數を基礎として決定するが之は必ず公示せねばならぬ(第一條第三項)。

二、兌換銀行券の種類は兌換券條令第三條に依り現在二百圓、百圓、五十圓、二十圓、十圓、五圓、一圓の七種であるが之を大藏大臣が定め得ることとする(第三條)。

三、日本銀行は兌換券發行高に對し保證として同額の金銀貨、地金銀、政府發行の公債證書、大藏省證券其の他確實なる證券又は商業手形を保有するを要する(第二條)。日本銀行は必要ありと認むるときは大藏大臣の認可を受け最高發行限度を超えて兌換券を發行し得るが此の場合此の超過發行高に對し大藏大臣の定むる割合を以て年三分を下らざる限度に於て發行税を納めねばならぬ(第一條第二項)。

四、本法は臨時立法とし兌換銀行券條例第二條、第八條の效力を停止するものであるが事變終了後一年以内に廢止することとす。又昭和十三年法律第六十四條(兌換銀行券、保證發行限度の臨時擴張に關する法律)は之を廢止する(附則)。



三二 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律 (昭和十六年三月三日公布 法律 第十五號)

本法は支那事變の進展に伴ふ朝鮮銀行券及臺灣銀行券の發行狀況の推移に鑑み臨時に朝鮮銀行券及臺灣銀行券の支拂準備發行と保證發行との區分を停止し其の發行の保證物件中に日本銀行に對する預け金を加ふると共に朝鮮銀行券及臺灣銀行券の發行限度は大藏大臣之を定むることとする等臨時立法を爲したもので日銀兌換券發行券制度の改正に伴ひ之と歩調を合せるものである。其の概要は次の如くである。

一、朝鮮銀行及臺灣銀行は大藏大臣の定むる金額を限り銀行券を發行し得る。而して必要ありと認むるときは大藏大臣の認可を受け前項の金額を超えて銀行券を發行し得るが此の場合前項の發行高に對し大藏大臣の定むる割合を以て年三分を下らざる發行税を納めねばならぬ。大藏大臣銀行券發行金額を定めたる時は公示せねばならぬ(第一條)。

二、朝鮮銀行及臺灣銀行は銀行券發行高に對し保證として同額の金貨、地金銀、兌換銀行券、日本銀行に對する預け金、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保有するを要する(第二條第一項)。

三、本法は事變終了後一年以内に之を廢止すべきもので又昭和十四年法律第五十九號(朝鮮銀行券及臺灣銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律)は之を廢止する(附則)。

三三 朝鮮銀行法中改正法律 (昭和十六年三月三日公布 法律 第十六號)

本改正法は朝鮮銀行利益金の増加する趨勢に鑑み同行納付金制度を整備せむが爲之が改正を行ふこととなつた

もので即ち

朝鮮銀行法には現在納付金制度があり利益金が拂込資本金に對して一割二分以上に達した場合には超過した部分の二分の一を納付せしめることになつて居るが(現行第二七條)、之を改め利益金の拂込資本金に對する年六分相當額及每營業年度積立金額を控除した残りの四分の一、残る金額については利益金の一割を控除したものに對して第二次的に三分の一を納付金として政府に納付せしめることとした。

本法は昭和十六年七月一日より之を施行する(附則)。

三三 臺灣銀行法中改正法律 (昭和十六年三月三日公布 法律 第十七號)

本改正法は臺灣銀行利益金の増加する趨勢に鑑み同行の納付金制度を新設することとしたもので即ち臺灣銀行の利益金の拂込資本金に對する年六分相當額及每營業年度積立金額を控除した残りの四分の一、残る金額については利益金の一割を控除したものに對して第二次的に三分の一を納付金として政府に納付せしめることとした。而して之が實施は昭和十六年七月一日よりとした(附則)。

三四 昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件) (昭和十六年三月五日公布 法律 第三十三號)

本改正法の趣旨は支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲、現行法の起債限度「百五十億七千八百八十萬圓」を更に「百九十億四千九百萬圓」に増加しやうとするものである。従て今回の改正に依り擴張せられる金額は「三十九



億七千七百二十萬圓」である。

### 三五 國民貯蓄組合法

(昭和十六年三月十二日公布  
法律第六十四號)

昭和十六年度に於ける公債發行豫定額は八十五億七千百餘萬圓にして、是が消化促進策として貯蓄獎勵強化を必須として來たので戰時に於ける國民貯蓄の増強に資する爲現在の貯蓄組合を法制化したのが本法である。其の要旨は

- 一、國民貯蓄組合は次に掲げるものを以て組織し戰時(戰爭に準ずる事變を含む)國民貯蓄の増強を圖る爲組合員の貯蓄を斡旋するものである。
  - 1 市町村の一部であつて命令を以て定むる区域内に居住する者
  - 2 官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場又は之に準ずべきものに勤務する者
  - 3 産業組合、商業組合、工業組合其他同業者の組織する團體の構成員
  - 4 其他命令を以て定める者(第一條)
- 二、國民貯蓄組合が命令を以て定むる方法に依つて斡旋を爲す貯蓄は次のものである。
  - イ、郵便貯金又は郵便年金の掛金若は簡易生命保險の保險料の拂込
  - ロ、銀行への預金又は定期積立金
  - ハ、信託會社への金銭信託

- ニ、産業組合其他命令を以て定めた産業團體への貯金
- ホ、無盡の未給付口掛金の拂込
- ヘ、生命保險の保險料の拂込
- ト、國債貯蓄債券又は報國債券の買入
- チ、其他大藏大臣の指定するもの(第二條)
- 三、現在貯蓄組合は五萬四千餘あるが大會社、大工場で未設置のところもあるので大藏大臣は必要と認められた場合には貯蓄組合の設立を命令することが出来ることとした。
- 四、現在の税法では郵便貯金、信用組合貯金に付てのみ免税の特典を設けてゐるが、本法はこの貯蓄組合の斡旋による貯金に付ては、二年以上續いて預金をしてゐる者に對し銀行預金、信託預金は元本三千圓以下、貯蓄預金信用組合貯金は元本五千圓以下、國債は元本三千圓以下のものに付て分類所得税を免除することとした。
- 五、政府は豫算の範圍内で該組合に補助金又は獎勵金を交付することが出来、昭和十六年度追加豫算には獎勵金として約二百萬圓を計上した(第五條)。

### 三六 國民更生金庫法

(昭和十六年三月六日公布  
法律第四十二號)

本法の要旨は最近に於ける中小商工業の狀況に鑑み新に國民更生金庫を設立し以て轉業者若は廢業者の資産及



負債の整理を促進し其の更生を企圖するに在る。其の重點は

- 一、本金庫の資本金は二千萬圓とし其の中千九百萬圓を政府が出資する。尤も主務大臣の認可に依り將來の増資が豫想される。政府の出資は現金と限らず國債を時價で交付することも出来る(第四、五條)。
- 二、本金庫には所得稅、法人稅及營業稅を課さない。又此の事業は原則として、地方稅の對象とならぬ(第八條)。
- 三、本金庫には理事長一人、理事三人以上及監事二人以上を置き諸般の事務を行はしめ、別に經營上の諮問機關として評議員を置く(第一二條乃至第一三條)。
- 四、本金庫の行ふべき業務(第一七條)
  - イ、轉、廢業商工業者の財産管理又は處分
  - ロ、之に對する資金の融通
  - ハ、右に關聯する債務の引受又は保證
  - ニ、附帶業務
- 五、本金庫は主務大臣の認可を受け拂込資本額十倍の限度で政府が償還及支拂を保證する「更生債券」の發行が出来る。其の額面は五十圓以上とし無記名式、利札附が原則である。而かも「割引發行」も許され「賣出ノ方」法ヲ以テも發行が可能である(第一九條乃至第二七條)。
- 六、本金庫の業務は主務大臣の監督に屬する。從て
  - イ、剩餘金の處分

ロ、業務執行の方法並に之が變更

に關し認可を受くるの外、監督上必要なる諸般の命令又は處分權に服する。具體的には「國民更生金庫監理官」を置き之を行はしめる。監理官の權限に付ては一般國策會社の監理官に同じ(第三〇條乃至第三五條)。

次に違法又は不當な措置を爲したる役員に對しては罰則の適用がある外、場合により主務大臣が解任をも爲し得る(第二六條)。

七、本金庫は業務に因り損失を受けたる場合政府より補償金の交付を受けることが出来る。其の決定機關としては勅令による「國民更生金庫損失審査會」が當る(第三七、第三八條)。

八、設立手續に關しては附則で規定してある。其の點は一般の國策會社に同じ。本金庫の設立後に「財團法人國民更生金庫」の承繼が豫想せられる(第四二條以下)。

三七 日本勸業銀行法中改正法律

(昭和十六年三月六日公布  
法律第三十九號)

本改正法は戰時金融の圓滑殊に時局下最必要なる生産力擴充資金の調達を圓滑にする爲日本勸業銀行の機能を擴充せむとして之が改正を行つたので其の概要は次の如くである。

一、元利均等償還の改正

現行法第十九條は償還は年賦で元利合せて年々同額づつ償還することになつて居るが之は利息の引下の場



合等計算が甚しく面倒になるので之を割り償還方法を自由に定め得ることとした。

二、無擔保貸付の條件緩和

従來無擔保貸付は十人以上の連帶保證を必要として居たが之を五人以上の連帶に改め且無擔保貸付を爲し得る公共團體の中に商業組合、同中央會、負債整理組合、住宅營團等を新に追加す(第一五條)。

三、擔保の範圍擴張

勸銀法では抵當財團を列擧して居るが現在の資金需要に應ずる爲自動車交通財團、運河財團を新に追加する。又従來漁船は擔保に供し得なかつたが登記制度が適用されることになつたので二十噸以上の漁船を擔保として貸付を爲し得る途を拓くこととす(第一四條)。

四、森林擔保の定期貸付の延長

現在定期貸付は五年以内となつて居るが森林擔保は之を二十年に延長する(第一四條第二項)。

五、市街地不動産貸付の制限緩和

現在市街地に於ける不動産貸付に就ては拂込資本金と勸業債券發行高の二分の一以内(六億五、六千萬圓)に制限されて居るが最近市街地で工場又は勞務者住宅等の建設の爲に不動産を擔保とする資金需要が甚しく増加し來つたので此の事態に應ずる爲此の貸付金額の制限を緩和す(第一四條ノ二)。

六、勸業債券の發行登記の簡略化

勸業債券の賣出が非常に頻繁となり残高の移動が劇しいのに之を一々全國の勸銀支店で二週間以内に登記す

ることは煩雜であるから中間省略登記の便法を認めることとす(第三五條ノ四)。

三八 北海道拓殖銀行法中改正法律

(昭和十六年三月六日公布 法律第四十一號)

本改正は經濟界の情勢に即應し同銀行の機能を擴充せむが爲勸銀法の改正に伴ひ之が改正を行ふこととなつたもので即ち

元利均等償還を改正し償還方法を自由に定めたること、森林擔保貸付を二十年に延長したること、擔保の範圍を擴張し漁船を加へたること、無擔保貸付の條件を緩和し十人以上の連帶保證を五人以上と改めたること、市街地不動産貸付の制限を緩和したること等殆ど勸銀法の改正と同様である。

三九

農工銀行法中改正法律

(昭和十六年三月六日公布 法律第四十號)

本改正法は經濟界の情勢に即應し同銀行の機能を擴充せむが爲勸銀法の改正に伴ひ之が改正を行ふこととなつたもので即ち

元利均等償還を改正し償還方法を自由に定めたること、森林擔保貸付を二十年に延長したること、擔保の範圍を擴張し漁船を加へたること、無擔保貸付の條件を緩和し十人以上の連帶保證を五人以上と改めたること等殆ど勸銀法の改正と同様である。

四〇

臨時陸軍材料資金特別會計法中改正法律

(昭和十六年三月五日公布 法律第三十四號)

本改正法は臨時陸軍材料資金を以て取得する軍需品の材料及原料の數量の増加等に伴ふ同資金の不足を補ふ必



要ある爲臨時陸軍材料資金特別會計法第三條に規定する借入金の法定額「五千萬圓」を「一億圓」に増加することとしたものである。

四一 昭和十五年法律第六十九號中改正法律（支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件）（昭和十六年三月五日公布）（法律第三十二號）

本改正法は支那事變に關し功勞ある者に對し一時賜金として交付する公債の發行限度を増加することとしたもので即ち

同法第一條は支那事變に關する一時賜金として交付する爲政府は昭和十五年度分として額面一億六千四百二十萬圓を限り公債を發行し得ることを規定して居るが同條を改め昭和十五年度及同十六年度分として額面六億三千二百七十萬圓を限り公債を發行し得ることとした。

〔參考資料〕

事變ニ關係アル軍事扶助戸數及金額

年 度	戸 數	金 額	備 考
昭和十二年度	三三三、三四〇戸	二九、二五九、七八五圓	
昭和十三年度	四六三、八八四	七三、九四七、四九五	
昭和十四年度	四七六、二八二	六三、二二七、六六五	
昭和十五年度	二五九、八八八	三〇、一四一、二〇五	十二月迄ニ各府縣ニ於テ支出シタル概計ナリ

四二 昭和十六年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律（昭和十六年三月五日公布）（法律第三十一號）

本法の趣旨は政府は昭和十六年度一般會計歳出の財源に充てる爲他の法律に依つて起債し得る金額の外「十一億二千四百七十萬圓」を限り公債を發行又は借入金を爲すことを得、前記公債の發行差減額を補填する爲必要の場合前記制限以外に公債を發行又は借入金を爲し得ると謂ふのである。

陸 軍 省

四三 兵役法中改正法律（昭和十六年二月十五日公布）（法律第二二號）

本改正法の要旨は次の如くである。

- 一、後備兵役の制を廢し從來の豫備役及後備兵役の期間を合して豫備役の期間とする。即ち後備兵役陸軍十年、海軍七年を豫備役に合し陸軍十五年四月、海軍十二年とした。
- 二、大陸開拓の國策に順應し併せて國防上に裨益する爲大陸其の他の外地在留の壯丁は其の本籍地に拘らず之を當該在留地の部隊に入營せしめ得ることとした（第五三條ノ二）。
- 三、補充兵の教育召集期間百二十日を百八十日に延長した（第五七條第一項）。

四四 陸軍軍人軍屬違警罪處分中改正法律（昭和十六年五月一日公布）（法律第八十四號）

本改正法は陸軍軍人軍屬以外の軍從屬者等の拘留又は料料の刑に該るべき罪に付ても憲兵隊長等に於て即決處



分を爲し得ることと爲す等の爲之が改正を行つたもので、即ち前記勅令を改めて「陸軍軍人軍屬等犯罪即決法」と爲し「陸軍軍人軍屬」を「陸軍軍法會議法第一條ニ記載シタル者」に、「違警罪」を「拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ」罪に改め全面的に憲兵隊長の權限擴張を認めて居る。

#### 四五 軍機保護法中改正法律

(昭和十六年三月八日公布  
法律第五十八號)

本改正法は軍機保護法實施の經驗に鑑み空中、高所よりの水陸の形狀等の撮影の外其の模寫をも禁止制限し得ること又軍事上の祕密を過失に因て他人に漏泄し又は公にしたる罪の刑を重くすることとしたもので即ち同法第七條中「千圓以下ノ罰金」を「三年以下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金」に、第十二條第一項第二號中「撮影」を「撮影若ハ模寫」に改めて居る。

#### 四六 陸軍軍法會議法中改正法律

(昭和十六年二月二十八日公布  
法律第八號)

本改正法は軍司令部令の制定に伴ひ軍軍法會議を常設する爲其の他事變の經驗に鑑み審判機關の構成に關する規定を整備する等の爲之が改正を爲すこととなつたもので其の概要は次の如くである。

- 一、内地に東部、中部、西部、北部の各軍が編成されたので軍司法權の適正を期する見地に基き當該軍に軍法會議を常設する必要を生じたる爲之を設け且之に伴ひ特設軍法會議の種類を合圍地軍法會議及臨時軍法會議の二とし之等各軍法會議の管轄に關する規定を整備した(第八條乃至第一六條)。

- 二、上級軍司令官に對し隸下部隊の軍法會議の事件に付公訴捜査の指揮監督權を認め以て軍隊統率權と軍司法權とを緊密に調整運用せしめた(第六五條第二項)。

- 三、事變後各般の事情よりして判士の召集困難を加へ事變處理に支障を招く嫌なきに非ざるを以て高等軍法會議以外の常設軍法會議に於ても特設軍法會議同様判士二名を減じ得ることとした(第四七條第三項)。

- 四、判士の區別を將官、佐官等の階級群を以て示す規定に改めた(第四九條、第五一條第二項)。

- 五、軍法會議間の事件送致に關する規定を調整した(第三〇九條第一項、第三三一條第一項)。

### 海 軍 省

#### 四七 海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律

(昭和十六年五月一日公布  
法律第八十五號)

本改正法は海軍軍人軍屬以外の軍從屬者等の拘留又は科料の刑に該るべき罪に付ても憲兵隊長等に於て即決處分を爲し得ることと爲す等の爲之が改正を行つたもので、即ち前記勅令を改めて「海軍軍人軍屬等犯罪即決法」と爲し「海軍軍人軍屬」を「海軍軍法會議法第一條ニ記載シタル者」に、「違警罪」を「拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ罪」に改め全面的に憲兵隊長の權限擴張を認めて居る。

#### 四八 海軍軍法會議法中改正法律

(昭和十六年二月二十八日公布  
法律第九號)

本改正法は事變の經驗に鑑み海軍に於ける審判機關に關する規定を整備することとしたものである。即ち其の



要旨は

- 一、判士の減員… 戦時事變中に限り高等軍法會議以外の常設軍法會議に於ては、特設軍法會議の例に倣ひ判士二名を減ずることが出来る(第四七號第三項後段)。
- 二、捜査官の擴充… 現行法は海軍將校のみを捜査機關として海軍司法警察官の職務を行はしめてゐるが今回更に「將校、同相當官」に對しても、同様の權限を附與した(第七五條)。
- 三、事件送致手續の簡易化… 現行法の軍法會議相互間に於ける事件移送手續の嚴格、複雑を適當に緩和した(第三〇九、第三三二條)。
- 四、外地軍法會議運用上の欠陥整備… 運用の結果に鑑み、専ら手續的、技術的諸規定に對する若干の改正を試みた(第五九條、第五六〇條)。

### 四九 船舶保護法

(昭和十六年三月十五日公布 法律第七十四號)

帝國通商航海の安全確保は時局下喫緊の要務なるに鑑み、船舶をして敵襲其の他の軍事的危害に對し、海軍力を以て之が保護に遺憾なきを期する爲本法が制定せられたのである。而して第一條に於て、本法は戦時事變其の他の場合に於て帝國の通商航海に脅威を受け又は受くるの虞あるとき敵襲其の他の軍事的危害に對し船舶を保護するを以て目的とする旨規定し、以下十二箇條より成立してゐるが、其の要綱は左の如くである。

海軍官憲は命令の定むる所に依り運航業者、船舶所有者又は船長に對し、航海通信、乗客、積荷等に關し必要

なる指示を爲すことが出来る(第二條)。

海軍大臣は命令の定むる所に依り運航業者又は船舶所有者に對し船舶の設備又は乗組員の整備に關し必要なる指示を爲すことが出来る(第三條)。

右の他、第五條以下に罰則規定を設け、最後に本法は陸海軍に屬する船舶に付ては之を適用せざる旨規定した。

〔參考資料〕

世界船舶積量別表

(昭和十四年六月末現在總噸數百噸以上ノ汽船及機船)

國籍別	船數	總噸數
英 國	八、九七七	二一、〇〇一、九二五
米 國	二、八五三	一一、三六一、五三三
獨 逸	二、四五九	四、四八二、六六二
諾 威	一、九八七	四、八三三、八一三
佛 蘭 西	一、二三一	二、九三三、九三三
伊 太 利	一、二二七	三、四二四、八〇四
和 蘭	一、五二三	二、九六九、五七八
瑞 典	一、二三一	一、五七七、一二〇
希 臘	六〇七	一、七八〇、六六六
丁 抹	七〇五	一、一七四、九四四



(昭和十五年十一月末現在總噸數百噸以上ノ汽船及機船)

日

本

一、五六六

六、〇一四、六二七

司法省

五〇 國防保安法

(昭和十六年三月七日公布  
法律第四十九號)

我が國に於て軍事上の機密を保護する爲には軍機保護法等あるも國防上外國に對し秘匿するを要する外交、財政、經濟等に關する國家の最高機密を保護すべき法規は未だ不備たるを免れなかつたので國家の重要な機密等の外國に漏泄することを防止し及敵性國の我が國に對する思想、宣傳及經濟等の謀略に對抗し戰時下國防體制の完璧を期する爲本法が制定せられたのである。

本法は第一章罪(實體規定)及第二章刑事手續(手續規定)より成り尙附則に經過的規定を定めてゐる。

- 一、先づ國家機密の定義として國防上外國に對し秘匿することを要する外交、財政、經濟其の他に關する重要な國務に係る事項にして御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準ずべき會議(四相會議)、帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及その會議の議事、是等の會議に付する爲に準備したる事項其の他内閣各省等の行政各部の重要な機密事項、之を表示する圖書物件を揚げて居る(第一條)。
- 一、第三條乃至第七條は國家機密を探知収集すること、外國に漏泄すること及之を公にすること等を罰する規定である。

一、第八條は外交、財政、經濟等に關し我が國の國防上の利益を害すべき不利益なる情報を故意に外國に通報する目的を以て探知、収集することを罰する規定である。

一、第九條は外國が宣傳に依て我が國內の治安を攪亂せむとすることを防止する爲の規定である。

一、第十條は我が國の經濟界を混亂せしめむとすることを防止する爲の規定である。

一、第十六條には本法第一章に規定した罪の外に、本法の刑事手續規定を適用すべき罪を列挙してゐる。これらの罪は直接に機密を外國に漏泄し又は公にする罪及外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て罪を犯す場合に限られてゐる。

一、第十七條乃至第二十八條は犯罪捜査に關する手續規定であつて、第十六條の罪は之を檢舉することが直接に政治、外交に重大影響を及ぼすものであるから犯罪捜査の中樞機關たる檢事をして直接捜査せしめ、司法警察官は檢事の具體的な指揮命令を受けて活動することとし、以て捜査機關をして一元的に連絡統一ある活動を爲さしめ、其の指揮命令を爲したる檢事の職氏名を調書及令狀に明記し其の責任の所在を明にすることとした。

一、第二十九條乃至第三十八條は起訴後の訴訟手續に關する規定であつて、訴訟手續の促進と訴訟の過程に於て國家の重要な機密の外部に漏泄することを防止することを目的としてゐる。第十六條の罪は何れも重大犯罪で訴訟手續も速に進行せしむる必要があるもので第一審判決に對し控訴を許さず上告を許す二審制を採用した。又訴訟手續は原則として公開であるので辯論又訴訟記録の謄寫等から國家の重大なる機密が外部に漏



泄しないといふことは保證し得ないので辯論、訴訟記録の謄寫につき制限を加ふことを得ることとしたのである。然し辯護人は被告人の爲に辯論をしなければならぬので訴訟記録の閲覧は禁止し得ない。唯之を謄寫せむとするときは裁判長又は豫審判事の許可を要することとした。又國家の重要機密に觸れるやうな辯論をする必要があり公開の場合にはその辯論せむとする事項を書面に認めて裁判所に提出し口頭の辯論に代へ得ることとした。

五一 民法中改正法律

(昭和十六年三月三日公布  
法律第二十一號)

本改正法は戸主の居所指定に従はない家族に對する離籍權の濫用を防止せむが爲之が改正を行つたもので、即ち民法第七百四十九條第三項中「若シ家族カ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ之ヲ離籍スルコトヲ得」を「若シ家族カ正當ノ理由ナクシテ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ離籍スルコトヲ得」に改めて居る。

五二 非訟事件手續法中改正法律

(昭和十六年三月三日公布  
法律第二十二號)

本改正法は、今回實體法たる民法が戸主の家族に對する離籍權の行使に關し制限規定を設くるに至つた爲、之に伴ひ其の手續法たる本法の改正を必要とするに至つたのである。即ち民法は戸主が家族を離籍するに當りては其の前提として裁判所の許可を必要とする。

而して本法の許可手續は

- 一、裁判所の管轄……戸主は住所地の區裁判所に申請を爲すべきである。
- 二、裁判手續……裁判所は離籍せらるべき家族を審訊してからでなければ裁判は出來ない。
- 三、即時抗告……許可の裁判に對しては當該家族から即時抗告が出来る。此の場合は裁判に對して執行停止の效力がある。

五三 戸籍法中改正法律

(昭和十六年三月二十日公布  
法律第七十五號)

本改正法は、戸籍事務の簡易化を圖り戸籍吏をして敏捷且能率的に處理せしむる爲戸籍吏に於て作成、交付すべき書類に關し、規定を追加したものである。即ち其の要點は

- 一、交付すべき謄本には、請求によつては除籍者に關する記載を省略することが出来ることとした。例へば死亡、離籍等の原因に基き朱抹せられた家族の記載を省略した謄本を作成、交付してもよい。但し「其の旨」を附記しなければならない。
- 二、手数料を納付して謄本又は抄本の記載事項と變更なきことの證明が受けられる。例へば古い謄本でも此の證明によつて新に交付を受けたものと同一の效力がある。
- 三、手数料を納めて請求をすれば戸籍の記載事項につき證明が受けられる。即ち證明を受けたる事項は謄本又は抄本に代る效力がある。



〔参考資料〕

市役所及町村役場ニ於ケル戸籍謄本及抄本交付件数調

年度	謄本		計	昭和十年ニ對スル増加歩合
	本	抄		
昭和十年	三一五八、四二六	四二五二、七三一	七四一一、一五七	
同 十一年	三三四七、五六九	四四四九、二〇九	七七九六、七七八	〇、〇五、二〇
同 十二年	四〇五九、七九六	四九四五、六九六	九〇〇五、四九二	〇、二一、五一
同 十三年	四九二三、六八八	五五〇〇、二三七	一、〇四二三、九二五	〇、四〇、六五
同 十四年	五四二九、六四八	五九四三、〇三五	一、一三七二、六八三	〇、五三、四五

五四 民事訴訟法中改正法律

(昭和十六年三月八日公布 法律第五十七號)

本改正法は動産及不動産の競賣に關する規定を整備する爲之が改正の行はれることとなつたもので其の要旨は次の如くである。

一、第五百八十五條は差押債權者、執行力ある正本に因り配當を要求する債權者又は債務者の申立に因り執行裁判所は他の場所に於て差押物の賣却を爲すべき旨又は執達吏に依らず他の者をして競賣を爲さしむべき旨を命じ得ることを規定して居るが、更に執行裁判所は必要ありと認むるときは職權を以て之が裁判を爲すことを得、右裁判に對しては不服を申し立つることを得ないこととして居る(第五八五條ノ二)。

二、裁判所は必要ありと認むるときは職權を以て強制競賣に就て賣却條件を變更することを得、右裁判に對しては不服を申し立つるを得ない(第六六二條ノ二)。

三、第六百八十八條第五項は再競賣を爲すときは前の競落人は競買に加はることを許さず、且再度の競落代價が最初の競落代價より低いときは不足額及手續費用を負擔し其の高いときは剩餘の額を請求し得ざることを規定して居るが之を改め競賣の保證の爲預けたる金銭又は有價證券の返還を求め得ざることを附け加へて居る。

五五 陪審法中改正法律

(昭和十六年三月十一日公布 法律第六十二號)

現行陪審法の規定に依り各市區町村役場は毎年陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿を調製する義務を負つて居るが陪審の件数が毎年僅に數件に過ぎぬ事實に鑑み戰時下市區町村役場の負擔を輕減せしむる爲之を改め前記名簿を四年目毎に調製せしむることを骨子として本法の改正が爲されたもので而して施行期日は勅令に譲つて居る。

〔参考資料〕

陪審事件調

年度	陪審事件調		陪審ノ評議ニ付シタル總件數
	法定請求	法定請求	
昭和三年自十二月至十二月	三〇九	六	二八
昭和四年	一、四二八	一七	一三一



同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年自十月至十一月	計
請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定
一、六九九	一、九八一	二、二七〇	二、一二六	二、二六九	二、〇八三	二、〇四三	一、九一七	一、七三二	一、四二五	一、〇〇五	二二、二八七
三	五	三	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三八
請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定	請求定
六六	五六	四一	三四	二二	一七	一六	二三	二四	一三	〇四	四四三

備考 △印ハ再陪審事件ヲ示ス

陪審員資格者數及陪審員候補者數調

昭和九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
一五四五、五六七	一五六五、六四八	一六〇二、八五五	一六三三、〇四五	一四九一、三三五	一四九三、九一一	一四一八、三七六
五八、八九四	五六、七五一	五五、八六八	五六、九三〇	五五、三〇五	五五、四一四	五一、三八五

五六 治安維持法改正法律 (昭和十六年三月八日公布 法律第五十四號)

本改正法は現行治安維持法が治安の保持に付實際の必要に適應せざるに至りたるを以て實體法の整備強化を圖り其の罰を整備すると共に特別なる刑事手續及豫防拘禁の制度を設くる等全面的な大改正を行ふこととしたもので其の概要は次の如くである。

第一、罪

一、(イ) 國體變革を目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者は死刑無期若は七年以上の懲役に處し(第一條)、前記結社を支援するを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他



指導者は死刑無期又は五年以上の懲役に處す(第二一條)。結社組織の準備を目的として結社を組織したる者又は結社の役員其他指導者は死刑無期又は五年以上の懲役に處す(第三一條)。

(ロ) 前項の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は無期又は三年以上の懲役に處し其の目的を以て集團に参加したる者又は集團に關し前項の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す(第四一條)。

二、私有財産制度否認を目的として結社を組織したる者又は情を知りて結社に加入したる者若は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す(第一〇一條)。

三、前記の未遂罪は之を罰する(第一四一條)。

### 第二、刑事手續

一、檢事は被疑者を召喚し又は其の召喚を司法警察官に命令することを得る(第一八一條)。

二、被疑者正當の事由なく召喚に應ぜざるときは檢事は被疑者を拘引し又は拘引を司法警察官に命令することを得る(第一九一條)。

三、拘引したる被疑者は指定せられたる場所に引致したる時より四十八時間内に檢事又は司法警察官之を訊問せねばならぬ(第二〇一條)。

四、刑事訴訟法第八七條第一項各號に規定する事由あるときは檢事は被疑者を勾留し得る(第二二一條)。勾留の期間は二月である(第二三一條)。

五、辯護人は司法大臣の豫め指定したる辯護士の中より之を選任せねばならぬ(第一九一條)。

六、第一章に掲げた罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に對しては控訴を爲し得ず、直接上告を爲し得る(第二三一條)。

### 第三、豫防拘禁

一、第一章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたる者其の執行を終り釋放せらるべき場合に於て釋放後更に罪を犯すの虞あること顯著なるときは裁判所は檢事の請求に因り本人を豫防拘禁に付する旨を命じ得る(第三九一條)。

二、檢事は本人定りたる住居を有せざる場合又は逃亡の虞ある場合に於て豫防拘禁を爲すに付必要あるとき本人を豫防拘禁所に假に收容し得る(第四二一條)。

三、豫防拘禁に付せられたる者は豫防拘禁所に之を收容し改悛せしむる爲必要な處置を爲すべきである(第五三一條)。

四、豫防拘禁の期間は二年とす。特に繼續の必要あるときは裁判所は決定を以て之を更新し得る(第五五一條)。

五、豫防拘禁に付せられたる者收容後其の必要なに至りたるときは期間滿了前と雖行政官廳の處分を以て之を退所せしむべきである(第五八一條)。

### 第四、施行期日



本法施行の期日は勅令を以て定むる(附則)。

五七 借地法中改正法律

(昭和十六年三月八日公布  
法律第五十五號)

近來建物及土地價格が漸次昂騰し又借地を求むる者が次第に増加した爲、借主が債務不履行に因らず唯單に借地期間が満了したといふだけの理由を以て所謂八・四停止令によつて地代値上げを爲すことの出来なくなつた地主はその土地を他に利用する必要上借地契約の更新に應じない、從て借主は建物の買取を求め、その代金は建物の時價で借地權の價格を包含してゐないので著しく地主に利益である、借主は建物を他に移す外はないが、それには耐え難いし又國家經濟上不利益である。是等の點を圓滿に解決せんとするのが本法の改正である。

一、契約期間満了するも建物が存する限りその契約は當然更新するものとし、唯その例外として

(イ) 地主が自ら土地を使用する必要が生じたとき

(ロ) 其の他正當の事由あるとき

遲滞なく期間更新に異議を述べれば契約は消滅することとした。

二、而して契約を更新しない場合に建物の買取請求權を從來通り認められたのである。

五八 借家中法改正法律

(昭和十六年三月八日公布  
法律第五十六號)

近來殷賑産業の勃興に原因して建物の價格が昂騰し貸家數が不足した爲、家主の中には期間満了を奇貨とし解

約權を不當に行使して債務不履行もない借家人を追立てて他人に賃貸し不當の利益を收める者が生じたが、斯ることは借家人は非常な不利益を受けるし又國家經濟上も憂慮すべきことである。今迄裁判所の調停で防止して來たが最早これだけに依ることが出来なくなつたので本法を改正することになつたのである。其の要旨は

一、借主に何等債務不履行もないのに家主は自ら使用する場合、其の他正當の事由ある場合でなければ契約の更新を拒んだり、又解約の申入をなすことは出来ない(第一條ノ二)。

二、解約の申入には六箇月間の猶餘期間があり、六箇月以前に解約の通知が行くわけであるから之と一致させる爲當事者が期間を定めた賃貸借に於て期間満了の場合の更新拒絶についても家主から一定の期間内に通知をさせることとした(第二條)。

三、其の他之に關聯して條文の整理と必要なる經過規定を設けたのである。

五九 大正二年法律第九號中改正法律(裁判所管轄區域ニ關スル件)

(昭和十六年三月十四日公布  
法律第六十九號)

大正二年法律第九號施行以來の交通機關の變遷及經濟關係の動向に鑑み各地町村中には其の所轄區裁判所の管轄を變更することを是非共必要とするものがあり、加之市制若は町制の施行、市町村の廢合等が行はれ又は其の名稱の變更せられたものも少くないので同法律の別表たる區裁判所管轄區域表中改正を爲すこととなつたものである。



六〇 刑法中改正法律

(昭和十六年三月十一日公布  
法律第六十一號)

本改正法律は現在の非常時局の下に於て人心の動向、犯罪の趨勢其他内外の情勢に鑑みて治安保持の國內體制を整備する爲の改正で其の要旨は次の如くである。

- 一、罰金を完納せざる場合の勞役場留置期間の延長  
最近各種の法定罰金刑が一般に高められ、從て裁判所の宣告刑も高くなつたので罰金を完納しなかつた場合の勞役場留置期間「一日以上一年以下」を「一日以上二年以下」に延長し、又罰金併科の場合と罰金と科料併科の場合三年以内留置することが出来ることとした(第一八條)。
- 二、沒收規定の改正及追徴規定の新設  
「犯罪行爲の報酬として得たる物」、「犯罪物の對價として得た物」、「犯罪後犯人以外の者が惡意で其の物を取得し犯人以外の者に屬してゐる場合」沒收することが出来、尙ほ犯罪に因つて得た不法の利益を犯人の手に残さないといふ趣旨で追徴規定を設けた(第一九條、第一九條ノ二)。
- 三、公の競賣、入札の公正を圖る爲に強制執行を免るる行爲を處罰する規定の新設  
所謂談合行爲は現行法で處罰することが出来るか否か疑があるし、又民事裁判の執行を確保しなければ裁判の實質上の効果を擧げることが出来ないで正しい権利者の保護を全うする爲に強制執行を免れる目的で財産隱匿、損壞、假裝讓渡、假裝債務を負擔した者(第九六條ノ二)、偽計、威力又は談合(公正なる價格を害し又は不正の利益を得る目的を以て談合した場合に限る)で公競賣、入札の公正を害すべき行爲を爲した者(第

九六條ノ三)を處罰することとした。

四、人心の惑亂、經濟上の混亂を誘發する行爲の防止規定の新設

從來此の點に關し不備であつたので外國に對する部分の國防保安法と相俟つて刑法を改正したものである。

- 1 人心を惑亂することを目的として虚偽の事實を流布した者及戰時、天災其の他の事變等の非常時に於て是等の行爲を爲した者(の加重刑)
- 2 銀行預金の取得其他經濟上の混亂を誘發することを目的として虚偽の事實を流布した者及戰時天災其の他の非常時に於て是等の行爲を爲した者(の加重刑)
- 3 戰時、天災其の他の事變に際し暴利を得ることを目的として金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給の阻害其他に依つて國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行爲を爲した者を處罰することとした(第一〇五條ノ二、第一〇五條ノ三、第一〇五條ノ四)。

五、失火罪の刑の加重

現下の經濟状態に鑑みて從來から輕きに失すると云はれてゐたので

- 1 「二百圓以下」を「千圓以下」の罰金(第一一六條)
- 2 業務上の輕過失、重過失に因つた失火を三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金(第一一七條ノ二)に處することとした。

六、公正證書の原本不實記載の罪の加重



戦時下に於て臨時資金調整法に依つて會社の新設擴張等が制限された爲め登記簿上残存してゐる會社の商號等に付て不實の變更登記を爲し實質の備はらない會社を有望會社の様に装つて不法の利益を圖る犯罪が現れて來たので

「二年以下の懲役又は百圓以下の罰金」を「五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に」又六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金」を「一年以下の懲役又は三百圓以下の罰金」に改めた(第一五七條)。

七、贈收賄規定の整備

現在のやうな經濟統制時代には特に公務員の廉潔を確保し官紀の振肅を圖る必要が痛感されるので次のやうに整備した。

- 1 第九十七條第一項に「請託を受けたる場合五年以下の懲役に處する」規定を加へ
- 2 又公務員又は仲裁人にならうとする者が其の擔當すべき職務に關して請託を受け賄賂行爲を爲したとき公務員又は仲裁人となつた場合三年以下の懲役に處せられる(第一九七條第二項)。
- 3 公務員又は仲裁人が其の職務に關して請託を受けて第三者に賄賂を供與させたり、供與の要求、約束をしたときは三年以下の懲役に處する(第一九七條ノ二)。
- 4 公務員又は仲裁人が第九十七條及第九十七條ノ二の罪を犯して不正行爲をなしたか又は相當の行爲をしないときは一年以上の有期懲役に  
そして是等の行爲、不行爲に關し賄賂行爲を自ら爲したり、又第三者に爲さしめたりするときも亦同様

の刑とし、

公務員又は仲裁人であつた者が其の在職申請を受けて職務上不正行爲を爲したり又は相當行爲を爲さないことに關して賄賂行爲をしたときは三年以下の懲役に處することとした(第一九七條ノ三)。

5 犯人又は情を知つてゐる第三者の收受した賄賂は沒收するし、其れが不能のときは其の價額を追徴する(第一九七條ノ四)。

6 贈賄者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる(第一九八條)。

尙本改正法案は先に貴族院に提出され政府原案の通り可決されて衆議院に送付されたのであるが衆議院に於ては政府原案第九十六條ノ三に「偽計若クハ威力ヲ用ヒ又ハ談合ニ依リ公ノ競賣又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス」とある中「又ハ談合ニ依リ」を削り新に第二項として「公正ナル價格ヲ害スル目的ヲ以テ談合シタル者亦同シ」を加へ又政府原案第九十七條ノ四に「公務員其地位ヲ利用シ他ノ公務員ノ職務ニ屬スル事項ニ付斡旋ヲ爲シ又ハ爲シタルコトニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス」とあるを全文削除の修正議決(右に關聯し第四條、第九十七條及第九十八條をも技術的に修正した)を爲したる上貴族院に回付した。而して貴族院の不同意の結果兩院協議會を開き、結局左の成案を得、兩院共可決確定を見るに至つたのである。

刑法中改正法律案兩院協議會成案

第九十六條ノ三ノ第二項ヲ左ノ如ク改ム



公正ナル價格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者亦同シ  
其ノ他ハ衆議院議決案ノ通トス

文 部 省

六一 義務教育費國庫負擔法中改正法律

(昭和十六年三月一日公布)  
法律 第十一號

本改正法は國民學校令施行せられ従て小學校令改正せられたる爲之が改正の行はれることとなつたもので即ち義務教育費國庫負擔法第一條中「市町村立尋常小學校ノ教員(代用教員ヲ含ム)」を「國民學校職員(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)」に改め第三條及第四條を削除することとした。

六二 小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律

(昭和十六年三月一日公布)  
法律 第十二號

本法は小學校令改正せられ「小學校」が「國民學校」となることとなつた結果此の改正に伴ひ恩給法、家屋税法、現役小學校教員俸給國庫負擔法、工業勞働者最低年齢法、市町村立小學校教育費國庫補助法、少年教護法、地方税法、地方分與税法、兵役法、罹災救助基金法、大正八年法律第三十八號等の諸法律中「小學校」を「國民學校」に改むることとしたものである。

農 林 省

六三 昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

(昭和十六年三月六日公布)  
法律 第三十七號

本改正法の要旨は、現下の米穀事情に鑑み、米穀の配給上特に必要ある場合は、現行法に規定せられた「米穀竝ニ米穀以外ノ穀物及穀粉」に止まらず、廣く食糧農産物及其の加工品の買入及賣渡を爲し得るの途を拓くと共に、之に伴ひ米穀需給調節特別會計の負擔に屬する證券及借入金の最高金額八億五千萬圓を更に三億圓の範圍に於て増額し得る現行法を擴張して五億五千萬圓迄必要に應じ増額し得ること爲し又勅令を以て定むる場合に於ては、米穀統制法の最低價格及最高價格を公定することを要せざることを爲すにある。

六四 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律

(昭和十六年三月二十七日公布)  
法律 第七十七號

本改正法は産業組合中央金庫特別融通資金の融通期間及融通期限を延長し支那事變下に於ける産業組合金融の圓滑を圖ると共に農林金融改善に關する特別融通の損失審査會を整理統合せむとするもので即ち同法第二條中融通期間を「九年」より「十二年」に融通期限を「十八年」より「二十一年」に延長し第六條中「産業組合中央金庫特別融通損失審査會」を「農林金融改善特別融通損失審査會」に改めて居る。

〔參考資料〕

産業組合中央金庫特別融通資金損失補償ノ經過

- (一) 損失補償回数 三回
- (二) 損失補償ノ對象トナリタル組合數 二九組合
- (三) 損失補償金額 二二二、三三九、五二〇圓
- (四) 損失補償ノ對象トナリタル融通金額 四〇五、八〇〇、〇〇〇圓

備考

本特別融通資金ノ損失補償ニ付テハ昭和十二年産業組合中央金庫特別融通損失審査會ヲ設置セリ。



補償年月日	第一回	第二回	第三回	計
昭和十四年 二月三日	昭和十四年 十一月二十五日	昭和十五年 十月三十一日		
補償組合数	七組合	一五組合	七組合	二九組合
補償金額	九三、〇三七・八六 <sup>圓</sup>	一一三、八八一・七五 <sup>圓</sup>	二五、四一九・九一 <sup>圓</sup>	二三三、三三九・五二 <sup>圓</sup>
融通金額	一〇五、〇〇〇・〇〇	二五〇、八〇〇・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇	四〇五、八〇〇・〇〇

六五

蠶絲業統制法

(昭和十六年三月十二日公布  
法律第六十七號)

現下の國際情勢に鑑み蠶絲業は、國內纖維資源の補給に重點を置き、事態に即應したる需給計畫の下に其の全般に亘り統制すべき機構を樹立し斯業運営の適正を圖り以て其の安定及發達を期すると共に國防經濟の完成に資することが緊要である。以上が本法提出の理由である。而して本法は

第一條に於て、本法は蠶絲に對する内外の需要に應じ蠶絲業の統制を行ひ以て其の安定及發達を圖ると共に蠶絲業に對する國民經濟上の要求を充足することを目的とする旨規定し、以下全文七十一箇條より成立してゐるのであるが、左に其の主要項目に付て解説を加へることとする。

- 一、生産計畫 主務大臣は新設の蠶絲委員會に諮り、蠶種、繭、生絲等の生産計畫を定め、之に基き蠶絲業團體をして其の團體員の生産數量、品種其の他に關する統制を行はしめ得る(第三條)。
- 二、日本蠶絲統制株式會社 蠶絲の價格の安定、需給の調整を圖る爲資本金八千萬圓(半額政府出資)を以て統

制會社を設立し、蠶種、繭、生絲の買入、賣渡を行ふ(第二二條以下)。

三、蠶絲配給統制 蠶種、繭、生絲の生産、輸入又は移入を業とする者は、原則として其の生産、移輸入せる蠶種、繭、生絲を統制會社に賣渡すべきこと及蠶絲業者は其の生産に供する蠶種、繭を統制會社以外から買入れ得ざること(第四條他)。

四、輸出生絲の自由販賣 前項からの除外は命令を以て定められるが、輸出生絲は原則として會社が買入れを行はず、一定の値幅の下に自由輸出が許される(第一六條以下)。

五、價格制度 主務大臣は統制會社が買入れ又は賣渡す蠶種、繭、生絲の價格を定める。價格は生産費を規準とし、蠶絲の需給狀況、物價其の他の經濟事情を參酌して定める(第七條)。

六、政府の生絲買入、賣渡 統制會社の所有生絲が一定量以上となつた場合、政府は生絲の價格數量の調整を圖る爲統制會社の買入價格に準據した價格で買入を行ふ。又政府は會社に對し價格調節上必要な場合は手持生絲の賣渡を行ふ、此の政府の生絲買入、賣渡は絲價安定施設特別會計で行ふ(第一三條乃至第一五條)。

七、蠶絲業者の許可制(第一八條)

八、桑園新設擴張の許可制(第一九條)

九、生絲検査制度 輸出生絲以外に付ても價格決定の爲検査を行ふこととし、從來の輸出生絲検査法を廢止し、新に輸出用、國內用に付検査を行ふ(第一六條)。

十、統制會社の積立金制度 繭、生絲の價格を安定させる爲、統制會社をして繭絲價格安定資金を積立てさせ



る(第四二條)。

十一、從來の産繭處理統制法及輸出生絲検査法は本法の成立に因り不必要となるので、之を廢止することとし、尙絲價安定施設法中絲價安定施設組合に關する條項は削除することとした(第六十六條乃至第六十九條)。以上の他政府は生絲の價格又は數量の調整を圖る必要上日本蠶絲統制株式會社の所有する生絲が一定數量以上に達した場合之を肩替りする爲、絲價安定施設特別會計法中第六條の證券又は借入金の限度七千萬圓を一躍二億五千萬圓に増額する旨規定した(第七〇條)。

尙本法政府原案第二十九條は衆議院に於て修正の結果左の第三項が挿入された。

蠶絲業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本蠶絲統制株式會社ノ役員ト爲リ又ハ其ノ給與ヲ受クル事務ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

衆議院附帶決議

- 一 繭絲價ノ安定ヲ確保シ蠶絲業統制ヲ徹底セシムル爲政府ハ速カナル機會ニ於テ一元的統制ヲ完成スベシ
- 二 農林大臣ノ指定ヲ受ケタル製絲業者ガ輸出生絲ヲ輸出シ又ハ販賣セントスル時ハ日本蠶絲統制株式會社ヲ通ジ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 三 前項ノ製絲業者ガ輸出生絲ヲ輸出シ又ハ販賣シタルトキハ一定基準ヲ定メソノ販賣價格ト生産價格トノ差額ヲ日本蠶絲統制株式會社ニ納付セシムベシ

四 日本蠶絲統制株式會社ノ組織ニ際シテハ政府ハ其ノ官僚化ヲ嚴ニ戒メ事業運營ニ關シ紊リニ拘束ヲ加フルコトナク敏速機宜ノ措置ヲ講ジ得ル如クスベシ

五 本法ノ施行ニ際シテハ乾繭倉庫、繭市場ヲ買収又ハ利用スルト共ニ繭絲業者、蠶種販賣業者及其ノ團體ヲ活用シ以テ失業ノ防止ニ留意スベシ

六 養蠶ノ違作ニ對シ之レガ救濟策トシテ保險事業其ノ他適當ナル施策ヲ講ズベシ

〔參考資料〕

(一) 生絲輸出數量

年次	總數	米國向	歐洲向	其ノ他向	總價格
昭和十年	五五四、九九六 <small>俵</small>	四六七、二〇三 <small>俵</small>	六五、六七六 <small>俵</small>	二二、一一七 <small>俵</small>	三八七、七九四 <small>千圓</small>
十一年	五〇五、三〇〇	四二八、〇〇九	五九、五五三	一七、七三八	三九三、五一八
十二年	四七八、五八四	三八〇、一九九	六八、九五三	二九、四三二	四〇九、一二三
十三年	四七七、七九六	三九三、四二六	六九、四二九	一四、九四一	三六四、二九八
十四年	三八六、〇三〇	三三一、五二四	四五、三五一	九、一五五	五〇六、八四六

(二) 國內生絲消費數量

年次	總數	內器械絲	座繰絲	玉繰絲
昭和十三年	三三二、〇七九 <small>俵</small>	二七三、六二三 <small>俵</small>	二〇、五九九 <small>俵</small>	二六、八五七 <small>俵</small>
十四年	三九五、八一六	三四〇、四九二	二四、二四〇	三一、〇八四
十五年	三五七、九二三	三〇七、二九四	一九、七一一	三〇、九一七



(三) 米國生絲消費數量

年次	總數	內日本絲	用途別		同上割合	
			靴下	其ノ他	靴下	其ノ他
昭和十年	四九七、一四三	四七五、九四八	二四八、六六四	二四八、四七九	五〇・〇%	五〇・〇%
十一年	四五四、六四〇	四二〇、八八三	二六六、六六〇	一八七、九八〇	五八・七	四一・三
十二年	四二五、二九九	三九六、〇七二	二九二、一四〇	一三三、一五九	六八・七	三一・三
十三年	四一一、七九四	三八六、五七四	二八二、四三五	一二九、三五九	六八・六	三一・四
十四年	三八三、四三一	三三九、五二九	二九〇、七三一	九二、七〇〇	七五・八	二四・二
十五年	三一二、八六七	二四八、四九八	—	—	—	—

(四) 最近十年ニ於ケル世界各國別生絲生產額及消費額

年次	總數	日本	印度支那		中華民國	東亞、近東及中亞		西班牙	伊太利	佛蘭西	伯利西爾
			印度	支那		東亞	近東及中亞				
昭和四年	一、一七六	七二三	—	—	三四五	—	—	—	八〇	—	—
五年	一、一三七	七三二	—	—	三〇一	—	—	—	八一	—	—
六年	九六二	七五四	—	—	一三七	—	—	—	五五	—	—
七年	九五二	七一九	—	—	一五九	—	—	—	五九	—	—
八年	九五〇	七二九	—	—	一四八	—	—	—	五七	—	—
九年	九六〇	七九〇	—	—	一〇五	—	—	—	四七	—	—

(一) 生產額

(單位千俵)

年次	總數	日本	內日本絲	用途別	同上割合
十年	九九〇	七五九	—	—	—
十一年	九八九	七三四	—	—	—
十二年	九〇九	七二四	—	—	—
十三年	九一〇	七五五	—	—	—

(二) 消費額

資料ヲ缺ク

(五) 養蠶戶數

昭和十二年	一、八一八、五五二
昭和十三年	一、六九六、三〇六
昭和十四年	一、六五一、四七八
昭和十五年	一、六四七、九二五

(六) 繭產額

年次	總數	數量	價	總額
昭和十二年	八五、九七二、三六三	四〇、四六八、四三〇	—	四一九、六〇九、七四一
昭和十三年	四五、五〇三、九三三	四五、五〇三、九三三	—	二五二、五六五、七七一
昭和十四年	四五、五〇三、九三三	四五、五〇三、九三三	—	二五二、五六五、七七一
昭和十五年	四五、五〇三、九三三	四五、五〇三、九三三	—	二五二、五六五、七七一



昭和十四年	總額		昭和十五年	總額	
	夏	春		夏	春
	九〇、八一八	四八六		八八二、九六四	七七六
	四四、七四六	五九三		四〇七、六九〇	二八三
	四六、〇七一	八九三		四七五、二七四	四九三
	八七、五四六	三八三		八六二、二六〇	〇九三
	四三、七六一	〇四〇		四九九、八六六	〇七六
	四三、七八五	三四三		三六二、三九四	〇一七

六六 農地開發法

(昭和十六年三月十二日公布 法律第六十五號)

本法は現下の時局に鑑み、食糧自給強化の見地より、特殊法人たる農地開發營團を設立し、以て農地開發に關する諸般の助成施設を爲さしめむとするものである。即ち、其の要旨は、

- 一、農地開發營團の目的 本法に基き重要農産物の爲、必要なる農地開發事業を營む(第四條)。事業の内容次の如し(第二三條)。
  - イ、農地の造成及改良に關する事業、即ち開墾、地目變更等。
  - ロ、之に附帶する事業、例へば移住家屋建設等。
  - ハ、目的達成上に必要なる諸般の事業。
- 二、資本的基礎 資本金は三千萬圓、中半額を政府出資とし、利益配當其他に關し、民間出資と區別して扱ふ(第六條、第九條、第二七條)。

出資に對しては出資證券を發行する(第八條)。

- 三、農地開發債券 拂込資本額の五倍を限り發行することを得(二五條)。同債券に對しては、政府元利支拂の保證を爲すことを得る(第二八條)。

- 四、政府の助成及監督 政府は毎年度豫算の範圍内で、助成金を交付する(第二條)。一定期間を限り免稅の特典あり(第四二條)。

又主務大臣は事業を監督し必要なる處分、命令をなし得るの外、監理官を置き業務監視を擔當せしむること一般の特殊會社に同じ(第二八條乃至第四〇條)。

- 五、事業遂行上の特權 農地開發事業の實施上必要ある場合、耕地整理法、土地收用法等に關する規定の一部を適用或は準用するの外、本法に基く收用手續により諸般の特權を附與せらる(第四四條乃至六一條)。

六、其の他 事業運營上の諸機構等に關しては、一般の國策會社並他の營團に概ね同じ。

衆議院希望條項

- 一 政府ハ本計畫實施ニ當リテハ更ニ周到ノ注意ヲ以テ勞力配置動員ニ萬全ヲ期シ農業ノ總生産ニ影響ヲ及ボスガ如キ事ナキ様適當ノ對策ヲ講ゼラレ度シ
- 二 廢作地荒地ノ防止復舊ニ努力シ本計畫ト併行シテ既耕地保護ニ萬全ヲ期セラレ度シ
- 三 政府ハ至急水利施設ヲ完備シ以テ旱害ニ萬全ノ對策ヲ講ゼラレ度シ
- 四 政府ハ有機無機肥料ノ生産ニ關シ本案ノ實施計畫ト併行シテ、不足等ノ無キ様特ニ考慮セラレ度シ



農林省

〔參考資料〕

(一)

農林 拓務 二、内外地ニ於ケル干拓可能ノ水面積

一五〇、〇〇〇町歩

朝鮮

一〇、〇〇〇町歩

臺灣

農林 拓務 六、内外地ニ於ケル河川湖沼中淡水漁業ニ今後利用ノ餘地アルモノアリヤ

有リトスレバソノ水面積ト利用シ得ル程度

朝鮮

1 利用ノ餘地アル水面積

一三〇、〇〇〇町歩

(イ) 湖沼水面積

(ロ) 河川 數

一一一

右河川延長

一一、九二四軒

2 右水面ノ利用シ得ル程度見込

(イ) 湖沼生産數量

五、〇〇〇、〇〇〇疇

〃 價格

二、〇〇〇、〇〇〇圓

(ロ) 河川生産數量

九、〇〇〇、〇〇〇疇

〃 價格

二、五〇〇、〇〇〇圓

計

生産數量

一四、〇〇〇、〇〇〇疇

〃 價格

四、五〇〇、〇〇〇圓

備考

1 水面積ニハ養魚池及農業用水面ヲ含ム

2 本調ハ概況調査ニヨルモノトス

臺灣

3 利用シ得ベキ水面積中ニハ水力發電ダムノ未完成水面五〇、〇〇〇町歩ヲ含ム

1 利用ノ餘地アル水面積

一一、五三五町歩

池沼水面積

2 右水面ノ利用シ得ル程度見込

(イ) 生産數量

七、五二一、〇〇〇疇

(ロ) 〃 價格

三、七六〇、〇〇〇圓

3 (イ) 既設養魚地(面積二二、〇〇〇町歩)生産數量三、〇九六、〇〇〇疇、生産價格一、五〇〇、〇〇〇圓ノ集約化ニ因ル

増産見込數量

四、一〇四、〇〇〇疇

(ロ) 右見込價格

二、〇〇〇、〇〇〇圓

計

生産數量

一一、六二五、〇〇〇疇

〃 價格

五、七六〇、〇〇〇圓

備考

右ノ外用水路一六、〇六七町歩ヲ算スルモ利用對策ニ付テハ今後ノ試験研究ヲ必要トシ直ニ増産ノ見込立テ難ク其他河川ニ付テモ同様トス

樺太

1 利用ノ餘地アル水面積

四、三三三六町歩

(イ) 湖沼水面積

(ロ) 河川 數

一六

2 右水面ノ利用シ得ル程度見込

(イ) 湖沼ニ依ル生産價格

二四〇、〇〇〇圓

(ロ) 河川ニ依ル生産價格

三五〇、〇〇〇圓

農林省



計

五九〇、〇〇〇圓

(一) 食糧農產物增產關係資料

一、昭和十六年度豫算內譯表

(一) 耕地擴張及改良施設

種別	金額	着手面積	備考
(イ) 農地開發營團施設	五、五〇二、六六一	開田 二〇、〇〇〇町 開畑 三〇、〇〇〇町 移住家屋 一〇、〇〇〇町 水利改良 二九、〇〇〇町	年度割計畫別表参照 豫算外契約 五五、〇五七、二〇〇圓
(ロ) 耕地擴張施設	一九〇、八五三	開田 一二、〇〇〇町 開畑 一八、〇〇〇町 移住家屋 一、二六〇町	豫算外契約 一六、六九八、〇〇〇圓
(ハ) 農業水利改良施設	八、六一八、四四六	用排水幹線改良 六〇、〇〇〇町 農用公共施設 二〇、〇〇〇町 暗渠排水 五〇、〇〇〇町 床締客土 一〇、七〇〇町 地下水源開發事業 一、五〇〇町	豫算外契約 九、九九六、〇〇〇圓

(三) 耕地擴張及改良施設年度割表 (昭和十六年度着手分)

(一) 農地開發營團施設

- (一) 耕種改善施設 一〇、三二四、九五八圓
- (二) 食糧增產研究施設 八四、四二九圓
- (三) 有畜農業獎勵施設 三五二、八三六圓
- (四) 食糧增產推進隊施設 五〇〇、〇〇〇圓
- (五) 合計 三四、五七一、三四〇圓

種別	金額	着手面積	備考
(一) 臨時米穀增產施設	二、二二三、九八九	水田造成 一、〇〇〇町 陸稻開畑 一六六町 暗渠排水 三、三三四町 床締客土 二、一六六町 農用公共施設 五、〇〇〇町	外二十五年追加豫算 二、〇〇〇町 同上 三三四町 同上 六、六六六町 同上 四、三三四町 同上 一〇、〇〇〇町
(ホ) 臨時桑園開田施設	一、七三三、五〇〇	二、〇〇〇町	外二十五年追加豫算 一、〇〇〇町
(ハ) 桑園整理開畑施設	五、〇四九、六六八	一八、〇〇〇町	外二十五年追加豫算 一二、〇〇〇町
計	二二三、三〇九、一一七		



年次	大規模開墾事業		移住施設		大規模農業水利施設		金額計	備考
	分量	金額	分量	金額	分量	金額		
昭和十六年度	畑田 一,五〇〇町	四,五八〇,〇〇〇圓	一,二〇〇戸	三六〇,〇〇〇圓	二,〇〇〇町	五,七七二,〇〇〇圓	五,四五一,〇〇〇圓	豫算外契約
昭和十七年度	畑田 三,〇〇〇町	一,二二九,〇〇〇圓	三,一〇〇戸	九四二,〇〇〇圓	四,五〇〇町	一,二九〇,〇〇〇圓	一,三四一,四〇〇圓	
昭和十八年度	畑田 三,〇〇〇町	一,二二九,〇〇〇圓	三,二六〇戸	九七八,〇〇〇圓	四,五〇〇町	一,二九〇,〇〇〇圓	一,三四八,七〇〇圓	同
昭和十九年度	畑田 三,〇〇〇町	五,五九四,〇〇〇圓	八〇〇戸	二四〇,〇〇〇圓	四,五〇〇町	一,二九〇,〇〇〇圓	七,二二四,〇〇〇圓	
昭和二十年度	田 三,七〇〇町	五,五九四,〇〇〇圓	八〇〇戸	二四〇,〇〇〇圓	四,五〇〇町	一,二九〇,〇〇〇圓	七,二二四,〇〇〇圓	同
昭和二十一年度	田 三,七〇〇町	五,五九四,〇〇〇圓	八〇〇戸	二四〇,〇〇〇圓	四,五〇〇町	一,二九〇,〇〇〇圓	七,二二四,〇〇〇圓	
昭和二十二年度	計 畑田 五,〇〇〇町	四,三七〇,〇〇〇圓	一〇,〇〇〇戸	三,〇〇〇,〇〇〇圓	二九,〇〇〇町	八,三二七,二〇〇圓	五,五〇五,七二〇圓	同

(一) 耕地擴張施設

年次	開墾事業		移住施設		金額計	備考
	分量	金額	分量	金額		
昭和十六年度	畑田 四,〇〇〇町	五,四四〇,〇〇〇圓	四二〇戸	一六〇,〇〇〇圓	五,五六〇,〇〇〇圓	豫算外契約
昭和十七年度	畑田 四,〇〇〇町	五,四四〇,〇〇〇圓	四二〇戸	一六〇,〇〇〇圓	五,五六〇,〇〇〇圓	
昭和十八年度	畑田 四,〇〇〇町	五,四四〇,〇〇〇圓	四二〇戸	一六〇,〇〇〇圓	五,五六〇,〇〇〇圓	同

年次	分量	金額
昭和十九年度	計 畑田 一,二〇〇町	五,四四〇,〇〇〇圓

(三) 農業水利改良施設 (其一)

年次	用排水幹線改良事業		農用公共施設事業		暗渠排水事業	
	分量	金額	分量	金額	分量	金額
昭和十六年度	一二,〇〇〇町	一,五九〇,〇〇〇圓	八,〇〇〇町	八,〇〇〇圓	五,〇〇〇町	六,五五七,〇〇〇圓
昭和十七年度	一二,〇〇〇町	一,五九〇,〇〇〇圓	八,五〇〇町	七九六,四〇〇圓		
昭和十八年度	一二,〇〇〇町	一,五九〇,〇〇〇圓	三,五〇〇町	八五三,〇五〇圓		
昭和十九年度	一二,〇〇〇町	一,五九〇,〇〇〇圓		三九六,五五〇圓		
昭和二十年度	一二,〇〇〇町	一,五九〇,〇〇〇圓				
昭和二十一年度	一二,〇〇〇町	一,五九〇,〇〇〇圓				
計	六〇,〇〇〇町	七,九五〇,〇〇〇圓	二〇,〇〇〇町	二,〇四六,〇〇〇圓	五,〇〇〇町	六,五五七,〇〇〇圓

(其二)

年次	床締客土事業		地下水源開發事業		金額計	備考
	分量	金額	分量	金額		
昭和十六年度	一〇,〇〇〇町	一,六七七,四七四圓	一,〇〇〇町	三,一一二,五〇〇圓	二,三八六,四〇〇圓	豫算外契約
昭和十七年度						







金五千萬圓) 及び全國八ブロックに地方木材株式會社を設立しやうとするのが本法の目的で、其の要旨は次の如きものである。

- 一、行政官廳は木材の需給調整上必要であると認むるときは勅令の定むる所に従つて立木所有者に對して價格を指定し地方木材株式會社に賣渡すやうに命令することが出来る(第二條)。
  - 二、行政官廳は木材の需給調整上必要であると認むるときは勅令の定むる所に従つて木材の生産、販賣、移入、輸入の業者に對して樹種や材種を指定して其の生産、販賣、移入、輸入材を日本木材株式會社又は地方木材株式會社に賣渡又は販賣委託を爲すやうに命令することが出来る(第三條)。
  - 三、行政官廳は木材の需給調整上必要であると認むるときは木材の使用、消費者製材業者に對して樹種や材種を指定して其の使用消費の量、用途其の他の事項を制限、禁止の命令をなすことが出来る(第四條、第五條)。
  - 四、主務大臣が必要であると認めるときは勅令の定むる所に従つて木材業、製材業を営むに行政官廳の許可を受けるやう命令することが出来るし又行政官廳は本法、命令等の違反、公益侵害等の行爲があれば許可の取消、業務の制限や停止をすることが出来る(第六條、第七條)。
- 尙ほ行政官廳は是等の業者に對し其の業務、財産狀況の報告をさせたり、帳簿書類等の検査を爲すことが出来る(第八條)。

五、木材需給の中央統制機關として日本木材株式會社を設立して、次の事業を営むものとした。

一、木材の移入及移出

二、移出入材輸出入材の買入及賣渡

三、地方木材株式會社に對し資金の融通、投資、生産必要資材の配給

四、是等の附帶事業及目的達成に必要な事業(主務大臣の認可を要す)(第九條、第一七條)

六、木材の生産、需給の地方的機關とし地方木材株式會社(日本木材株式會社半額出資)を設立して、次の事業を営むものとした。

一、立木の買入、伐採、生産

二、木材の買入、賣渡、販賣受託

三、是等の附帶事業及目的達成に必要な事業(主務大臣の認可を要す)(第三四條)

七、其の他、日本及地方兩木材株式會社の役員、増資、社債發行、配當補償、罰則等を規定してゐる。

〔參考資料〕

(一) 森林所有者數及面積調

町步未滿	町步以上	町步未滿	町步以上	町步未滿	町步以上	町步未滿	町步以上
一	一	三、二二三	一、六一〇	〇・五〇			
五	五	八二四、六七二	二、五五七、〇〇四	三・〇九			
二	二	二二〇、三九一	二、六五五、九八八	一・二〇五			
五	五	三七、二八七	一、三三一、三九〇	三五・四四			
二	二	一三、二六五	二、二二四、六三七	一六七・七一			
十	十	四、三一九、五九一	一〇、三六九、一四一	二・五六			
合	計						



(二) 昭和十五年ノ道府縣ニ於ケル用途別木材需要見込量 (一六、二、一八)

(單位千石)

區分	數	量	備考
建築及家具用		一六、九二二	
包装用		九、六七四	
鑛山用		一一、五六六	
パルプ用		八、〇七二	
船舶用		三、六五六	
土木用		二、四九七	
車輛用		二、九三六	
枕木用		三、三四六	
電柱用		一、三一二	
其他用		三一、八七五	
計		九一、八五六	

商工省

六八 昭和十二年法律第九十二號中改正法律(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)

(昭和十六年三月三日公布 法律第二十號)

本改正法の趣旨は經濟統制違反の現狀に鑑み本法改正に依り違反者に對する罰則を強化し經濟政策の實施を確保するにある。即ち昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)中

一、第五條に「二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金」とあるを「七年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金」に改め、これを飛躍的に強化し體刑及罰金の雙方に亘つて刑を加重し、更に第五條ノ二を追加し情狀に因り懲役及罰金を併科し得ることに改めた。

二、新たに第九條及第十條の二箇條を追加し、本法に依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員又は使用人が其の擔當する統制事務に關し賄賂を收受、要求、約束したる場合及收受、要求、約束して不正の行爲をなし又は相當の行爲を爲さなかつた場合に對する處罰規定を設けた。是等の役員又は使用人に對し賄賂を交付、提供又は約束した者も處罰される。

三、右の外第七條及第八條に付て孰れも技術的改正を行つた。

六九 商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律

(昭和十六年二月十九日公布 法律第三三號)

本法の要旨は、商工會議所法第十四條の議員の選舉資格中、納税に關する條件に付ては、昨年の税法改正に伴ひ、昭和十六年四月一日以降は、「營業稅又ハ取引所特別稅ヲ命令ノ定ムル額以上納ムルコト」と改正せられたのであるが、現在の所法人營業稅等の稅額の決定しないものが多數ある爲、議員選舉權者であつて選舉權を喪失するに至る者が尠くない。故に經過的措置として、營業稅等の決定しない者に付ては尙舊稅に依つて選舉權



の有無を定むるを至當と認め、商工會議所法第十四條の臨時特例に関する法律を制定せむとするにある。

〔參考資料〕

商工會議所ノ地方別及府縣別分布狀況

(昭和十六年一月末現在)

- 北海道地方(八)
- 東北地方(一三)
- 青森三、岩手二、宮城一、秋田一、山形三、福島三。
- 關東地方(一八)
- 茨城一、栃木三、群馬三、埼玉四、千葉二、東京二、神奈川三。
- 中部地方(二七)
- 新潟六、富山二、石川一、福井二、山梨一、長野四、岐阜二、靜岡四、愛知五。
- 近畿地方(二七)
- 三重三、滋賀三 京都一、大阪三、兵庫五、和歌山二。
- 中國地方(一七)
- 鳥取二、島根一、岡山四、廣島五、山口五。
- 四國地方(一〇)
- 徳島一、香川三、愛媛五、高知一。
- 九州地方(二六)
- 福岡一〇、佐賀二、長崎三、熊本二、大分四、宮崎三、鹿児島一、沖繩一。
- 計 一三六箇所
- 外地及海外(六二)、内日本商工會議所ニ加入セルモノ四四箇所)
- 樺太六、朝鮮二〇、臺灣一〇、關東州一、中華民國六、香港二、海峽殖民地二、泰國一、印度二、蘭領印度三、亞米利加四、南米一、佛領印度支那一、布哇二、比律賓一、埃及一、濠洲二。

七〇 重要機械製造事業法

(昭和十六年五月三日公布 法律第八十六號)

本法は現下喫緊の要務たる高度國防國家建設の一重點たる重要機械製造事業の保護、助成及統制を圖る爲めの立法で其の趣旨は次の如くである。

- 一、重要機械製造事業とは勅令を以て定むる機械、同部分品(半成品を含む)及器具——電氣機械、精密機械の如き——を製造、組立をなす事業を謂ひ、此の事業を営むには命令で定めた者以外は政府の許可を必要とする、許可必要事項は命令で定める(第一條、第二條)。
- 二、政府は該事業者の事業開始期間を指定し、その期間内に開始しないときは許可が效力を失ふ(第三條)。
- 三、該事業者には一定の期間、一定の條件の下に法人税、營業税、所得税及輸入税を減免される特典が與へられてゐる(第四條乃至第七條)。
- 四、該事業者が勅令で定められた事業に關し土地を取得するには土地收用法を適用し又株式會社である事業者は其の事業設備に充つる費用の爲政府の認可を受けて拂込資本の二倍を限度として社債を募集することが出来る(第八條、第九條)。

- 五、重要機械又は其の部分品の輸入が此の事業の確さを妨ぐる虞ある時は政府は一定期間其等の輸入を制限し又は輸入税を増課し得る(第一〇條、第一一條)。
- 六、該事業者が其の設備を増設又は變更しやうとするとき、其の事業の全部又は一部を讓渡、廢止、休止せんとするとき、事業者たる法人が合併、又は解散決議をするのに、命令の定むる所に依つて政府の許可、認可



を必要とする(第二二條、第二三條)。

七、該事業は命令の定むる所に依つて事業計畫を定め又は變更したとき政府に届出て認可を受け、場合には依つては其の變更を命ぜられる(第一四條)。

八、該事業者が他の事業者と重要機械の製造販賣に關して協定の成立、變更又は廢止があつたときは政府に届出ることを要し、公益上必要あるときはその變更取消が命ぜられる(第一五條)。

九、政府は該事業者に對し業務及財産の狀況に關して報告をさせたり、業務及會計の監督上の命令、處分検査をなすことが出来る(第一六條)。

一〇、政府は事業者に對し重要機械の販賣價格、販賣條件、需給調節、研究、試作、製造、設備擴張、改良變更工場移轉、特殊設備の施設に命令を出すことが出来る、又重要機械の製造に必要な見本機械若は圖面に關し他の當該事業者との協力を命ぜることが出来る(第一七條乃至第二四條)。

尙ほ是等の者に奨勵金を交付する——十六年度の豫算は二十五萬圓である——(第二四條)

一一、政府は該事業の發達を圖る爲特に必要性を認めるときは他の當該事業者との間に事業の讓渡、讓受又必要な機械器具の所有者に讓渡、賃貸の命令を爲すことが出来る(第二五條乃至第二九條)。

一二、政府は該事業の發達を圖る爲特に必要性を認めるときは事業者に對し供給を受くる部分品の種類、數量、政府の指定する設計、原料、機械部分品、附屬品の使用又は使用制限を命令することが出来る(第三〇條、第三一條)。

一三、政府は重要機械又は其の部分品若は附屬品に付規格を決定することが出来る(第三二條)。

一四、尙ほ該事業者の本法、命令及處分の違反、公益を害する行爲に對し業務の停止、制限及罰金等が規定されてゐる(第三五條乃至第四三條)。

### 七一 工作機械製造事業法中改正法律 (昭和十六年三月十四日公布)

法律第七十號

本改正法の趣旨は、工作機械製造事業の現狀に鑑み企業の合理化、技術の向上に關し必要なる規定を整備し其の事業の指導及統制に遺憾なきを期せんとするにあり、重要機械製造事業法の制定に伴ふ改正である。改正の要點は

第一、從來一定設備以下のものに對しては事業の許可制を採つてゐなかつたが、改正法に依れば工作機械製造事業全部に對し許可制を採ることとなつた。

第二、技術協力、設備器具の讓渡貸與等に關する政府命令に付て規定を設けた。

第三、規格の決定に付同前。

今本改正法の要綱を條文に従つて述べれば左の如くである。

イ、第十六條ノ二を追加規定し、工作機械製造事業者間に工作機械の製造又は販賣に關し命令の定むる協定が成立した場合には命令の定むる所に依り之を政府に届出づべきものとした。變更廢止の場合も同様である。而して政府が公益上必要ありと認むるときは前述協定の變更又は取消を命じ得る旨規定した。



ロ、第十九條ノ二を追加規定し、政府が工作機械製造事業の發達を圖る爲特に必要ありと認むるときは、工作機械製造事業者に對し工作機械又は其の部分品に付研究、試作其他製造に關する命令を爲し又は設備の擴張、改良、變更若は工場に移轉を命じ得ることとした。

- ハ、(1) 工作機械の製造、販賣に關する協力命令に付(第二一條ノ二)
- (2) 工作機械製造の技術又は研究に關する協力命令に付(第二一條ノ三)
- (3) 工作機械製造に必要な見本機械若は圖面に關する利用命令に付(第二一條ノ四)
- (4) (2)及(3)に關し、費用の負擔又は對價に付關係者間に於て協議不成立の場合に對する政府の裁定に付(第二一條ノ五)
- (5) 事業の讓渡命令及之に關する政府の裁定に付(第二一條ノ六)
- (6) 器具又は機械の讓渡又は賃貸に關する協議命令及之に關する政府の決定に付(第二一條ノ七)
- (7) 通常裁判所に依る權利の救済方法に付(第二一條ノ九)

ニ、第二十一條ノ十三を追加し、政府は工作機械又は其の部分品若は附屬品に付其の規格を定むることを得る旨規定した。

ホ、第二十一條ノ十四を追加し政府は命令の定むる所に依り工作機械製造事業者に對し、其の事業に屬する設備の償却を爲すべきことを命じ又は試験若は研究の目的其他命令を以て定むる目的に充つる爲特別の

積立金の積立を命ずることを得る旨規定した。

- ヘ、(1) 上述の他、工作機械製造事業者の營む工作機械製造事業にして勅令を以て定むるものは、土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用する旨、第十三條(現行法第十三條は商法改正の結果空文と化した)
  - (2) 罰則の強化に付第二十九條
  - (3) 經過規定(附則)
- 等がある。

而して上述せる以外は、概ね許可の範圍を擴大せるに伴ふ(前記第一に述べた)技術的改正に屬する。

[參考資料]

機械許可會社資本金額及製作機種一覽

會社名	資本金		製作機種
	公稱(千圓)	拂込(千圓)	
日立工作機株式會社	一五、〇〇〇	七、五〇〇	フライス盤、研磨盤、旋盤
株式會社池貝鐵工所	二〇、〇〇〇	一一、五〇〇	旋盤、ボール盤、フライス盤、研磨盤、大物特殊物
株式會社新潟鐵工所	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	旋盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、平物特殊物
株式會社大阪鐵工所	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤
國產精機株式會社	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	切盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、齒盤、其ノ他



芝浦工作機械株式會社	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、齒切盤、形削盤、平削盤、ブローチ盤、堅削盤、其ノ他
東洋機械株式會社	一五、〇〇〇	一一、二五〇	旋盤、フライス盤
株式會社大阪若山鐵工所	七、〇〇〇	七、〇〇〇	旋盤、フライス盤、ボール盤、中グリ盤
大日本兵器株式會社	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	フライス盤、研磨盤
株式會社唐津鐵工所	五、〇〇〇	五、〇〇〇	旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、齒切盤、平削盤、其ノ他
株式會社篠原機械製作所	九、〇〇〇	九、〇〇〇	旋盤、フライス盤
大阪機工株式會社	一二、〇〇〇	一〇、二五〇	旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、平削盤
三菱電機株式會社	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	旋盤、ボール盤、研磨盤
株式會社東京機械製作所	七、〇〇〇	四、三七五	旋盤、齒切盤
東洋精機株式會社	八、〇〇〇	六、〇〇〇	旋盤、中グリ盤、其ノ他
株式會社津上安宅製作所	一五、〇〇〇	七、五〇〇	旋盤、フライス盤、中グリ盤、研磨盤
株式會社荏原製作所	二〇、〇〇〇	一二、五〇〇	旋盤、中グリ盤
株式會社岡本工作機械製作所	三〇〇	三〇〇	研磨盤、齒切盤
大阪製鎖造機株式會社	一七、〇〇〇	一二、〇〇〇	旋盤、中グリ盤、フライス盤、齒切盤、形削盤
トヨタ自動車工業株式會社	三〇、〇〇〇	二五、五〇〇	旋盤、ボール盤、中グリ盤
三井工作機株式會社	一五、〇〇〇	三、七五〇	研磨盤

七二 日本製鐵株式會社法中改正法律

(昭和十六年三月十一日公布 法律第六十三號)

本改正法の要旨は、鐵鋼生産力の維持擴充を圖る要あるを以て、日本製鐵株式會社の資金調達を容易ならしむる爲及日滿支を通じ製鋼政策の一貫的方針に基く運営を期する要あるを以て同社の株主資格に關する制限を緩和せんとするにある。

而して改正の要綱を逐條的に述べれば左の如くである。

- 一、舊法第三條に依れば日鐵の株式は、政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依つて設立した法人で、その議決權の過半数が外國人若は外國法人に屬しないものに限つて所有し得ることになつてゐるが、改正法に依れば、之に該當しない者でも勅令の定むる法人で特に主務大臣の許可を受けたものは日鐵の株主と爲り得る途を拓いた。右は滿洲國法人たる昭和製鋼所との資金交流を目指してゐる。
  - 二、現行商法に依れば、社債の發行は拂込株金額を限度としてゐるが、他の一般國策會社と同様に日鐵に付ても特例を設け國策會社として資金の潤澤なる融通を圖らうと云ふ目的で、改正法は第五條ノ二を追加し、同社は拂込株金額の三倍に達するまでは社債を募集し得ることとした。
  - 三、社債應募の促進を期する爲、第五條ノ三を追加し、日鐵の社債權者は同會社の財産に付他の債權者に先つて自己の債權の辨濟を受ける權利を有する旨規定した。
  - 四、第五條ノ四を追加し、第二回以後の株金拂込及社債募集に付主務大臣の許可を受くべき旨規定した。
- 以上の他若干の改正を加へたが概ね技術的改正に屬する。



七三 輸出補償法中改正法律

(昭和十六年三月六日公布) 法律第四十四號

本改正法の要旨は、現下の國際通商情勢に對應し、輸出貿易の伸張を期する爲、積極的に輸出補償制度の擴充、活用を企圖する時局の要請に基くものである。而して、其の重點と目せられるものは

- 一、本法に依り損失補償契約の限度を擴張した。即ち舊法の「百分ノ八十」を「百分ノ九十」とし、是等の手續は「命令ノ定ムル所ニ依ル」べき旨を追加した(第一條)。
- 二、補償を受くべき損失額中

(イ) 舊法では「荷爲替手形ノ満期」に支拂を受け得られなかつた金額を以て、算定の基準に置いてゐるが、改正法は此の外に尙、「一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形」に付ても「特別ノ事情」があれば「主務大臣ノ定ムル別段ノ時期」に於て「支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額」をも、併せて考慮しやうと云ふのである(第三條第一項)。

(ロ) 前項の金額は直に補償を受ける損失額ではなく、之から別に控除せられる額がある。其の一は、荷爲替手形に付附屬荷物がある場合、「其ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ其ノ處分ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額」である。即ち、此の額は補償を受くべき損失額中に含まれない(第三條第一項第一號)。

三、舊法は銀行が損失の補償を受けたるとき、其の手形に付、「遡及權其ノ他ノ手形上ノ權利」を行使すべきことを命じてゐるが、前項の改正に伴ふ當然の結果として「遡及權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル

權利」に付、行使すべきことを命じてゐる(第四條)。

四、但し本法施行前に銀行が買取つた手形に付ては、施行後と雖も仍從前の例による(附則)。

七四 人造石油製造事業法中改正法律

(昭和十六年三月十四日公布) 法律第七十一號

本改正法の趣旨は、人造石油製造事業の助成を一層適切ならしむる爲、從來の奨励金交付の制度を廢止し、人造石油は原則として生産費に相當利益を參酌したる價格に依り販賣せしむること爲す。(第九條改正)と共に、液體燃料需給の調整を圖る爲生産に關し必要なる命令を爲し得る(第一六條第一項改正)の途を拓かんとするにある。

而して前記第九條及第十六條第一項以外に若干の改正條項があるが、何れも右に伴ふ技術的改正に屬する。尙ほ液體燃料委員會廢止を目的とする第十九條の削除及附則に於て奨励金及其の返還金に付經過規定を設けたるに注意を要する。

衆議院附帶決議

- 一 内地石油資源ノ開發ニ就テハ更ニ積極的ノ方途ヲ講ズベシ
- 二 石炭需給ノ實情ニ徴シ政府ハ石炭増産對策ニ付更ニ積極的方策ヲ講ジ生産費及販賣機構等ニ付再檢討ヲ爲シ資材勞力ニ付テハ眞ニ優先的配給ノ實現ヲ期スベシ
- 三 速ニ日本石炭株式會社ヲシテ其ノ運営ヲ刷新セシムルト共ニ生産所要資金ノ圓滑ヲ期スベシ



七五 帝國燃料興業株式會社法中改正法律

(昭和十六年三月十四日公布) (法律第七十二號)

本改正法の趣旨は、液體燃料需給の實情に鑑み、人造石油製造事業は今後一段の強化擴充を要するを以て、帝國燃料興業株式會社の燃料興業債券の發行限度を擴大し斯業に對する資金の供給を圓滑ならしむる(第十三條第一項改正、債券の發行限度從來拂金株金額の三倍なりしものを五倍に擴大した)と共に同社の理事選任方法を改正した(第十條第二項及第三項改正、從來理事は豫め株主中より株主總會で定員數の二倍に相當する候補者を選擧したる上で、政府が定員數だけを任命してゐたが改正法は株主總會で定員數を選任し政府の認可を受くるものと規定した。従つて、株主外よりの選任も出来る)。尙ほ現職者に付ては附則に於て經過規定を設けた。尙ほ本改正法政府原案第十條は衆議院に於て修正の結果左の第三項が挿入された。

衆議院附帶決議

- 一 内地石油資源ノ開發ニ就テハ更ニ積極的ノ方途ヲ講ズベシ
- 二 石炭需給ノ實情ニ徴シ政府ハ石炭増産對策ニ付更ニ積極的方策ヲ講ジ生産費及販賣機構等ニ付再檢討ヲ爲シ資材勞力ニ付テハ眞ニ優先的配給ノ實現ヲ期スベシ
- 三 速ニ日本石炭株式會社ヲシテ其ノ運営ヲ刷新セシムルト共ニ生産所要資金ノ圓滑ヲ期スベシ

七六

帝國石油株式會社

(昭和十六年三月十四日公布) (法律第七十三號)

現下の時局に鑑み、石油資源の開發を促進し、石油事業の振興を圖り以て液體燃料の供給を確保するは、産業上及國防上喫緊の要務なるを以て、帝國石油株式會社を設立し、政府の特別なる保護助成及指導監督の下に、石油資源の開發事業及之に關聯する事業を經營せしむるの要がある。右が本法提出の理由である。而して本法は第一條に於て帝國石油株式會社は石油資源の開發を促進し石油事業の振興を圖る爲必要なる事業を營むことを目的とする株式會社とする旨規定し以下七章、五十箇條の條文を以て成立してゐる。

第一章 總則

帝國石油株式會社の資本は原則として一億圓とし、政府は其の半額を出資する(第二條、第三條)。

株式は記名式とし、株主たるには一定の條件を具ふるを要する(第五條)。

第二章 役員

總裁副總裁は各一人、政府之を命じ、任期五年。理事は三人以上、株主總會之を選任し政府の認可を受くるを要し、任期四年。

監事は二人以上、株主總會之を選任し、任期三年(第七條、第九條)役員の權限に付ては(第八條)。

第三章 營業

帝國石油株式會社は、石油資源の調査又は開發、石油の賣買、石油資源の開發事業に對する資金の融通又は投



資、前記に對する附帶事業及政府の認可を受け本會社の目的達成上必要なる諸事業を營むことを得る(第一一條)。

第四章 帝國石油債券

同社は拂込株金額の三倍迄債券を發行し得る、而して政府は、右債券元本の償還及利息の支拂に保證することを得る(第一二條、第一四條)。

尙債權者が優先辨濟を受くる權利に付(第一五條)。

第五章 準備金

同社は缺損補填及利益配當平均の爲、一定歩合の金額を積立つる義務がある(第一六條)。

第六章 監督及助成

政府は同社に對し諸般の監督を爲し、必要なる命令を爲すことが出来る(第一七條乃至第二五條)。

一方、政府は同社の利益配當に關し適當なる助成を與へ(第二六條乃至第二八條)國稅及地方稅の免除規定を設けた(第一九條、第三〇條)。

第七章 罰則

會社自體の行爲に付(第二一條)

役員に行爲に付(第二二條)

第三者の行爲に付(第二三條)

附則

昭和十五年七月二十四日設立せられた帝國石油資源開發株式會社は、命令の定むる所に依り、商法第三百四十三條に定むる株主總會の決議を以て、帝國石油株式會社と爲ることを得る(第二五條)。而して帝國石油株式會社の成立に因り、帝國石油資源開發株式會社は之に吸収せられるものとし、後者の權利義務は前者に於て之を承継すべき旨明文を設け(第四五條)若し前記第二十五條に規定する決議なき場合又は其の決議が效力を生ぜざる場合に於て、帝國石油株式會社の設立に關し必要なる事項は勅令を以て之を定むべき旨規定した(第四八條)。附則中他は概ね右に伴ふ技術的改正に屬する。

尙ほ本法政府原案第九條は衆議院に於て修正の結果左の第四項が挿入された。

石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國石油株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

衆議院附帶決議

- 一 内地石油資源ノ開發ニ就テハ更ニ積極的ノ方途ヲ講ズベシ
- 二 石炭需給ノ實情ニ徴シ政府ハ石炭増産對策ニ付更ニ積極的方策ヲ講ジ生産費及販賣機構等ニ付キ再檢討ヲ爲シ資材勞力ニ付テハ眞ニ優先的配給ノ實現ヲ期スベシ
- 三 速ニ日本石炭株式會社ヲシテ其ノ運営ヲ刷新セシムルト共ニ生産所要資金ノ圓滑ヲ期スベシ



逓信省

七七 日本發送電株式會社法中改正法律

(昭和十六年三月七日公布 法律第五十三號)

本改正法は現下内外の情勢に即應し日本發送電株式會社運營の基礎を一層強化し電力管理の趣旨を暢達徹底せしむる爲之が改正を爲さむとするもので其の要旨は次の如くである。

一、會社が發送電會社に出資したるときの特例

會社が電力設備及其の附屬設備を發送電會社に出資したるときは其の出資に對し與へられた株式價額に關し營業年度に於ける所得、純益、利益の計算に付命令を以て特例を設け得る(第一七條ノ二)。

二、新設發送電設備に對する免税の特典

會社には昭和十二年七月より二十一年十二月迄の間に新設又は増設せられた發電設備を以て營む事業に付設備完成の年より十一年間所得に對する法人税及營業税を免除する。設備完成前其の設備の一部を以て事業を營む場合も亦同じである(第三〇條ノ二)。

三、政府の配當補給率増加

會社の每營業年度に於ける利益金額が第四營業年度迄は年四分第五年度以降は年六分に達せざるときは政府は第十四年度迄之に達せしむべき金額を補給せねばならぬ(第三二條第一項)。

〔參考資料〕

左記特殊會社ニ對スル昭和十五年度ニ於ケル拂込資本額、營業成績(利益率)及重役ノ報酬額

記

日本發送電株式會社

左ノ如シ

(イ) 拂込資本額	六六四、三一五、三〇〇圓		
(ロ) 營業成績(利益率)			
上期實績	四・四五%	(利益)	一四、八〇一、〇〇〇圓
下期豫想	〇・七〇	(損失)	二、三三二、〇〇〇圓
差引	一・八八	(利益)	一二、四七九、〇〇〇圓
(ハ) 重役ノ報酬	報	賞	
上期實績	六六、〇〇〇圓	(二八名)	二〇〇、〇〇〇圓
下期豫想	六五、〇〇〇圓	(一七名)	未定
計	一三一、〇〇〇圓		

七八 郵便貯金法中改正法律

(昭和十六年二月二十八日公布 法律第十號)

本改正法の趣旨は現下の時局に對應し一人の郵便貯金制限額を引き上げやうとするに在る。即ち現行法の

- 一、一度の預金額「十錢以上」を「五十錢以上」に
- 二、貯金總額「二千圓以下」を「三千圓以下」に

夫々改正したのが其の主眼である。



七九 東亞海運株式會社法

(昭和十六年三月十四日公布)  
法律第六十八號

本法は東亞海運株式會社を設立し之をして支那各港間、日本支那間及支那第三國間に於ける海運業を営ましめ以て支那に於ける本邦航權の確立を圖ると共に日支經濟提携の促進に資せんとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

第一、總則

一、會社の性質 支那を中心とする本邦海運業の振興發展を圖るを以て目的とする株式會社である(第一條)  
二、資本 一億圓但し政府の認可を受け増加することを得る(第二條)

政府は本會社に出資することを得、此の場合政府は現物出資をなすことが出来る、(第三條)本會社の株金の第一回拂込金額は株金の十分の一以上たることを要する(第四條)

本會社の株式は記名式であつて、原則として政府、公共團體、帝國臣民、又は帝國法人にして社員、株主、資本、議決權等の半數以上が外國人又は外國法人に屬せざるものに限り所有することが出来る(第六條)

三、東亞海運株式會社の名稱專用權

第二、役員

一、本會社には社長副社長各一人、理事五人以上及監事二人以上を置く(第八條)

二、社長、副社長の任期は五年、政府が任命する。理事は株主總會に於て選任し政府の認可を受くべきで、

任期四年。監事は株主總會で選任し任期三年である(第一〇條)。衆議院に於て本會社を監督する官廳の官吏たりし者は退職後五年間政府の認可を受くるにあらざれば本會社の役員となることを得ずとの(項を加へた)。

三、社長副社長、理事等は原則として兼業を禁止される(第一一條)

第三、業務(第一二條)

支那各港間、日本支那間支那第三國間に於ける海運業を営むものであるが、政府の命令又は認可に依り其の他本會社の目的達成上必要なる附帶事業を営むことを得る。

第四、政府の監督助成

一、政府の監督(第一三條乃至第一九條)

社債の募集、定款變更、利益金處分、合併及解散の決議、毎營業年度の事業計畫の設定及變更等には政府の認可を必要とする。

政府は本會社の業務に關し監督上公益上の命令權を有し又役員解任決議取消等の權限を有し、報告徴收、検査等を爲す權限を有する。

二、指定航路補助 政府は指定期航路經營の爲豫算の範圍内に於て本會社に對し補助金を交付することを得る(第二〇條)

三、利益配當上の助成(第二二條乃至第二三條)

政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し毎營業年度の配當し得べき利益金が年百分の六に達する迄



政府所有株式に對する利益配當を必要としない。斯る場合初營業年度より五年間を限り政府は補給金を交付する。又年百分の六を超過した場合に於ても、政府所有株と政府以外の者の所有する株式とに對する利益配當の割合を一對五として政府以外の者の株式所有者の利益を圖つてゐる。

四、社債發行限度の擴大 拂込株金額の三倍迄社債を發行することを得る(第二四條)。

五、社債の元本償還及利息の支拂の保證(第二五條)。

六、社債所有者の優先辨濟權(第二六條)。

第五 罰則(第二七條乃至第二九條)

附則(第三〇條乃至第四六條)

昭和十四年八月五日設立を見た東亞海運株式會社は株主總會の決議を経て、本法の東亞海運株式會社と爲すことを得、之に關する手續を附則中に於て規定してゐるが、此の決議が不成立又は無效の場合の本會社の設立手續は勅令を以て規定することとした。

〔參考資料〕

暫定東亞海運株式會社現有施設調(昭和一五・一二・一現在)

- 一、所有船舶 六六隻 一八七、三六五總噸
- 二、備 船 三〇隻 七〇、二四六總噸
- 三、小蒸汽船 五〇隻 三、三六七總噸
- 四、躉 船 一〇隻 二〇、八一〇總噸
- 五、舢板、跳船、通船、浮標、起重機及涉橋、繫船杭

- 舢板、通船 五三隻
- 跳 船 四二隻
- 浮 標 一箇
- 起 重 機 二基
- 涉 橋 一箇
- 繫 船 杭 一箇
- 六、地所、碼頭、棧橋及建物

所在地	土 地	碼頭及棧橋	家 屋	倉 庫
東 京	六四、七二三	四	二五	三六
上 海	六、五二九		一〇	一三
吳 淞	九、六一六			
天 津				
塘 沽				
大 連	一二五			
中 支	二五、一一七			
廣 東	五、〇一九			
合 計	一一一、一一九	六	六四	六二



鐵道省

八〇 帝都高速度交通營團法 (昭和十六年三月七日公布 法律第五十一號)

本法は帝都に於ける地下高速度交通事業の整備擴充が交通上及防空上焦眉の急務なるに鑑み、特殊の法人たる帝都高速度交通營團を設置し之が實施に當らしめむとするもので其の概要は次の如くである。

第一 總則

- 一、目的 帝都高速度交通營團は東京市及其の附近に於ける交通機關の整備擴充を圖る爲地下高速度交通事業を營むを以て其の目的とする法人とす。
- 二、資本金 其の資本金は六千萬圓とし一口の出資金額を百圓とす。資本金は主務大臣の認可を受け之を増加し得る。
- 三、出資 出資者は政府、公共團體帝國臣民又は帝國法人。政府は四千萬圓を限り同營團に出資し得る。營團の出資者の責任は其の出資額を限度とする。
- 四、定款作成 營團は定款を以て目的、名稱、事務所の所在地、資本金額、役員、交通債券の發行等に關する事項を規定せねばならぬ。
- 五、登記 營團は勅令の定むる所に依り登記を爲すを要する。

第二 役員

營團に總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上を置く。總裁は營團を代表し其の業務を總理す。

總裁、副總裁、理事及監事は主務大臣之を命じ總裁、副總裁の任期は五年、理事は四年、監事は三年である。

營團に評議員若干人を置き主務大臣之を命じ、名譽職とし任期は三年である。

第三 交通債券

營團は拂込資本金額の十倍を限り交通債券を發行し得る。同債券は額面金額五十圓以上とし無記名利札附とし割引及賣出の方法を以て之を發行し得る。

營團が交通債券を發行せむとするときは主務大臣の認可を受けねばならぬ。政府は交通上債券の元利支拂を保證することが出来る。

第四 會計

營團の事業年度は四月より九月迄及十月より翌年三月迄とす。

同團は其の資本金の四分の一に達する迄は毎事業年度に於て準備金として利益金の一割以上を積立てねばならぬ。

營團は拂込みたる出資金額に對し勅令を以て定むる割合を超えて利益金の配當を爲し得ない。

第五 監督及助成

營團は主務大臣之を監督する。主務大臣は同營團に對し監督上必要なる命令を爲し得る。政府は勅令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て營團に補助金を交付することが出来る。



營團には命令の定むる所に依り本法施行の年及其の翌年より十年間本法施行後新設又は増設したる設備を以て營む地下高速度鐵道事業に依る所得に對する法人税及營業税を免除する。

第六 罰則

營團本法若は本法に基き發する命令又は之に基き爲す處分に違反したるとき總裁又は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁を五千圓以下の過料に處する。

第七 附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定める。

主務大臣は設立委員を命じ同營團の設立に關する事務を處理せしむる。

設立委員設立認可を受けたるときは遲滞なく出資者をして出資第一回の拂込を爲さしむることを要する。營團は設立の登記を爲すに因りて成立する。

〔參考資料〕

一 交通事業ノ現狀 帝都ニ於ケル交通事業ノ現狀

(1) 交通事業ノ分布狀態

東京市ノ形態ハ大體丸ノ内ヲ中心トスル半圓形ヲナシ、交通ノ流レモ亦コノ中心ニ向ツテ集注スル形ヲナス。舊市内ハ交通量ノ最モ多キ部分ニ當リ省線、東京地下鐵及東京高速ノ兩地下鐵道、市電、王子電軌、地下鐵城東線、西武新宿線ノ路面電車、市バス、青バス、東京環狀、城東乗合、東横(舊市内線)、京王(舊市内線)ノバス等ノ

各種ノ交通機關錯綜セリ。

新市域及隣接區域ニ於テハ省線、京濱、東横、小田急、京王、西武、武藏野、東武、京成等ノ鐵道、軌道其ノ他多數ノバス事業アリ。

上記事業ノ機關別業者數及料程次ノ如シ

地域	機關別	業者數	料程	
			舊	新
舊市内	地方鐵道	二	一四	一四
	軌道	五	二一八	二一八
計	地方鐵道	一五	四六一	四六一
	軌道	八	六九三	六九三
新市域及隣接區域	地方鐵道	七	六二八	六二八
	軌道	五	一八九	一八九
計	地方鐵道	二八	一、五六九	一、五六九
	軌道	四〇	二、三八六	二、三八六
省線	電車	一	二二八	二二八
總計		五六	三、三〇七	三、三〇七

(註) 一、舊市内トハ大體省山手線品川、新宿、赤羽以東、荒川放水路以西ノ地域ヲ謂フ

二、新市域トハ東京市域内ニシテ前記ノ地域ヲ除キタル地域ヲ謂フ

三、隣接區域トハ目安トシテノ調整區域内ニシテ東京市域ヲ除キタル地域ヲ謂フ以下舊市内、新市域及隣接區域ト稱スルハ此ノ用語例ニ依ル

(2) 現狀ニ於ケル交通量

昭和十三年五月十七日ノ調査實績ニ依ル一日ノ交通量ヲ地域別及交通機關別ニ別テバ次表ノ如シ  
尚ホ其ノ後交通量ハ激増シツツアル狀態ニシテ昭和十五年度一日ノ交通量ハ昭和十三年度ニ對シ三割強ノ増加ト推定セラル



地域別乗客數(概數)

區	域	乘	客	數	割	合
新市	域内	二九三	萬人	一五一	六六%	六六%
舊市	域内	一五四	萬人	三四		三四
計		四四四		一〇〇		一〇〇
都心ヨリ十軒圈内		四〇六		九一		九一

(註) 都心ヨリ十軒圈内トハ大體省京濱線大井町驛、中央本線中野驛、東北本線下十條驛、常磐線北千住驛、總武本線新小岩驛等ヲ結ブ圈内ナリ

機關別交通量(概數)

區	域	省	線	地方鐵道、軌道	バス	計
新市	域内	一〇五	萬人	一二二	六六	二九三
舊市	域内	三八	萬人	七八	三五	一五一
計		一四三		二〇〇	一〇一	四四四

(3) 人口及交通量増加ノ情勢

(イ) 人口増加ノ情勢

一般的人口ノ都市集中の傾向ト最近ニ於ケル生産力擴充及政治經濟ノ活潑化トニ伴ヒ東京市ノ人口ハ近時急激ニ増加シツツアリ。而シテ次表ニ明ナル如ク舊市内ニ於テハ其ノ増加僅少ナルニ反シ新市域ニ於テハ急激ナル膨脹ヲ續ケツツアリ

東京市ノ人口(概數)

區	年	人口
舊市内	大正九年	二二七萬人
	同十四年	二〇〇萬人
新市域	昭和五年	二〇七萬人
	同十年	二二五萬人
舊市内	昭和五年	(九二)
	同十年	(九五)
新市域	昭和五年	(二〇四)
	同十年	(二〇五)
舊市内	昭和五年	一一九萬人
	同十年	一二一萬人
新市域	昭和五年	二九二萬人
	同十年	三六五萬人
舊市内	昭和五年	(二〇〇)
	同十年	(九二)
新市域	昭和五年	(二七七)
	同十年	(二四五)
舊市内	昭和十一年	一二八萬人
	同十二年	一二三萬人
新市域	昭和十一年	三八〇萬人
	同十二年	三九五萬人
舊市内	昭和十三年	二二七萬人
	同十四年	二〇〇萬人
新市域	昭和十三年	二二七萬人
	同十四年	二〇〇萬人

(註) 本表ノ舊市内トハ昭和七年合併前ノ東京市ノ地域ヲ謂ヒ新市域トハソレ以外ノ地域ヲ謂フ

(ロ) 交通量増加ノ情勢

昭和七年滿洲事變勃發以來交通量ハ漸増ノ傾向ニアリタルガ昭和十二年支那事變勃發以來更ニ激増シツツアリ。省線、地方鐵道及軌道ニ付テ見ルニ昭和十四年度ニ於テハ昭和七年度ノ交通量ニ對シ大約二倍若ハ其レ以上ニ當リ又今事變勃發ノ前年タル昭和十一年度ニ對シ五割若ハ其レ以上ノ増加ニ當レリ

バスニ於テモガソリ消費規正等ノ事由ニヨル車輛走行料ノ著シキ減少ニモ拘ラズ昭和十四年度ニ於テハ昭和十一年度ニ對シ三割以上増加セリ

(4) 輸送力不足ノ情勢

前記ノ如ク交通量ノ増加セルニ拘ラズ次表ノ如ク輸送施設ハ交通量ノ増大ニ伴ハザル實情ニシテ所謂交通地獄ヲ現出スルニ至レリ



帝都最近年間ニ於ケル輸送人員及車輛走行料調

機關種別	省電		地方鐵道	
	輸送人員 (單位千人)	車輛走行料 (單位千料)	輸送人員 (單位千人)	車輛走行料 (單位千料)
七	三七六三三	(100)	二八四二五	(100)
八	四一六一五	(110)	二四四四八	(105)
九	四四〇六三	(117)	三三〇二二	(113)
一〇	四六七六七	(124)	一四一〇五	(110)
一一	五〇〇一四	(131)	一五四六〇	(111)
一二	五四五三三	(138)	一七九一〇	(117)
一三	六四一〇四	(149)	二〇六八七	(125)
一四	七五九七三	(160)	二六三三三	(133)
七	八四三〇六	(100)	五七八二六	(100)
八	九三二九九	(111)	六〇五〇八	(105)
九	九七五五九	(116)	六三九〇五	(110)
一〇	一〇三三四五	(123)	六七九三三	(117)
一一	一〇八三二六	(128)	七二六七六	(123)
一二	一一四五七	(136)	七九三三〇	(131)
一三	一二〇一五四	(144)	八三、八八四	(138)
一四	一二四二七	(151)	八八、九四九	(145)
七	四二一八〇	(100)	四一八七三	(100)
八	四〇、八九七	(100)	四〇七、七八三	(九九)
九	四三、〇五五	(101)	四三、〇五五	(101)
一〇	四四、六四三	(102)	四四、六四三	(102)
一一	四六、七七一	(104)	四六、七七一	(104)
一二	四八、七九二	(106)	四八、七九二	(106)
一三	五〇、九四九	(108)	五〇、九四九	(108)
一四	五三、一〇六	(110)	五三、一〇六	(110)
七	八三、九四三	(100)	九二、二九五	(110)
八	九〇、一八二	(103)	九三、一三四	(111)
九	九六、九七一	(106)	九八、七九二	(112)
一〇	九三、六四五	(104)	九八、七九二	(112)
一一	九二、二九五	(103)	一〇一、一八四	(115)
一二	九三、一三四	(104)	一〇一、一八四	(115)
一三	九八、七九二	(108)	一〇一、一八四	(115)
一四	一〇一、一八四	(111)	一〇一、一八四	(115)

軌道	バス	
	輸送人員 (單位千人)	車輛走行料 (單位千料)
七	八三、九四三	(100)
八	九〇、一八二	(103)
九	九六、九七一	(106)
一〇	九三、六四五	(104)
一一	九二、二九五	(103)
一二	九三、一三四	(104)
一三	九八、七九二	(108)
一四	一〇一、一八四	(111)
七	一三八五九六	(100)
八	一五、二五六	(110)
九	二二、五三三	(九〇)
一〇	一〇、九三二	(七)

備考 一 地方鐵道ハ昭和七年ヨリ全線開業ノ分ニ付テノミ調査ス  
 二 バスハ東京市内外ニ互ルモノニ付テ調査ス

拓務省

八一 樺太開發株式會社法 (昭和十六年三月七日公布 法律第五十號)

本法は、「樺太ニ於ケル經濟開發ヲ目的トスル」所謂國策會社を設立し、之をして時局下重要資源たる石炭木材の増産等の諸般の事業を經營せしめやうとするものであつて其の要項は左の如くである。  
 一、會社の資本金は五千萬圓とす、但し主務大臣の認可による増資が認められる。政府の出資は半額とし、且政府に限り現物出資が出来る。

拓務省



- 一、株主の資格、其他之が運営の諸機構は、概ね他の國策會社と異なるところがない。
- 二、會社の目的たる事業の範圍は次の如くである。
  - 1 鑛業、農業及畜産業
  - 2 農林畜産物の加工事業
  - 3 經濟開發の爲必要な資金の供給
- 三、主務大臣の認可に基き、營み得る事業として
  - 4 前各項の附帶事業
  - 5 其他經濟開發の爲必要な事業
- 四、發行し得る「權太開發債券」の限度は、商法の規定に依らず、拂込株金額の三倍である。
- 五、法定準備金(積立金)の限度及配當の均衡を目的とする積立金に關し、特殊の考慮を拂つてゐる。
- 六、利益配當の率に關し、政府と一般株主間に差等を設けた。
- 七、本會社に對する政府の監督に關し「監理官」を置く。監理官の權限は、概ね他の國策會社と異なるところなし。
- 八、定款の變更、合併、解散等の諸事項は決議の外、主務大臣の認可を發效條件とした。
- 九、「附則」に於ては其他の設立手續に關する諸規定を設けてゐる。

〔參考資料〕

昭和十年度以後ノ政府出資額調(政府出資特別會計所屬分)

(營繕管財局)

法人名	昭和十年度 出資額	昭和十一年 度出資額	昭和十一年度 出資額	昭和十三年度 出資額	昭和十四年度 出資額	昭和十五年度 出資額
南滿洲鐵道株式會社	0	0	110,000,000	110,000,000	40,000,000	60,000,000
産業組合中央金庫	0	0	0	500,000	500,000	500,000
商工組合中央金庫	0	11,000,000	700,000	700,000	1,600,000	0
日南産業株式會社	0	0	7,250,000 (全額現物出資)	0	0	0
滿洲拓殖公社	0	0	9,000,000 (全額現物出資)	990,000	5,010,000	0
帝國燃料興業株式會社	0	0	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000
恩給金庫	0	0	0	1,000,000	0	0
庶民金庫	0	0	0	9,690,000 (國債ヲ以テ交付)	0	0
北支那開發株式會社	0	0	0	55,569,623 (内現物出資)	36,710,388 (全額現物出資)	82,431,511 (全額現物出資)
中支那振興株式會社	0	0	0	18,882,344 (内現物出資)	5,820,264 (全額現物出資)	7,845,072 (全額現物出資)
帝國鑛業開發株式會社	0	0	0	764,000 (内現物出資)	3,750,000	11,500,000
大日本航空株式會社	0	0	0	0	1,249,700 (内現物出資)	4,394,100
日本石炭株式會社	0	0	0	0	5,500,000 (内現物出資)	6,250,000
日本肥料株式會社	0	0	0	0	0	6,250,000



日本輸出農産物株式 會社	0	0	0	0	0	二、五〇〇、〇〇〇
計	0	二、〇〇〇、〇〇〇	四一、九五〇、〇〇〇 (内現物出資) 七、二五〇、〇〇〇	二二、三三一、九六六 (内現物出資) 四、七九一、〇〇〇	一一、五八八、〇〇〇 (内現物出資) 四、八〇三、〇〇〇	一八二、四二〇、七八三 (内現物出資) 九〇、二七六、五八三

厚生省

八二 健康保險法中改正法律

(昭和十六年三月十日公布  
法律第五十九號)

本改正法の趣旨は我國現下の情勢に鑑み健康保險法の強制被保險者の範圍を擴張して、常時五人以上の勞働者を使用する貨物積卸の事業及び勅令を以て指定する事業に使用せらるる者をも之に加へんとするにある。

[參考資料]

(一) 被保險者數調

(昭和十二年度)

種別	強制被保險者	任意包括被保險者	任意繼續被保險者	計
政府管掌	二、四九七、一〇七	五、九五三	九七	二、五〇三、一五七
組合管掌	一、三一九、四五〇	二四、二六一	一	一、三四三、七一
總數	三、八一六、五五七	三〇、二一四	九七	三、八四六、八六八

(二) 新ニ健康保險ノ強制適用ヲ受クル被保險者見込概數調

一、貨物積卸事業ニ使用セラルル者

八八、二〇〇

- 一、平水區域ヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ規定スル船舶及航空機ニ依ル運送ノ事業ニ使用セラルル者 四四、三〇〇
- 二、清掃、焼却又ハ屠殺ノ事業ニ使用セラルル者 一五、八〇〇
- 合計 一四八、三〇〇

八三

貸家組合法

(昭和十六年三月六日公布  
法律第四十七號)

本法は現下の住宅難の實情に鑑み勞務者其他庶民の住宅の供給を確保し以て國民生活の安定を圖り軍需充足、生産力擴充等重要國策の完遂を期せんが爲に民間に於ける貸家所有者等を組織化し之を指導援助し貸家供給の増加、貸家經營の適正を圖らんとするものである。其の要旨は次の如くである。

第一 總則

一、貸家組合の目的構成(第一條)

貸家組合は其の組合員に對し貸家の供給を圓滑ならしめ、組合員の貸家經營の適正を圖るを以て目的とする法人で、貸家所有者及貸家所有者に非ずして貸家の經營を爲す者を以て組織する。

二、貸家組合の事業(第二條)

- (イ) 組合員の貸家の建設に必要な土地及資材の取得其他貸家の建設に関する共同施設
- (ロ) 組合員の貸家の賃貸料の取立。修繕其他貸家の經營に関する共同施設
- (ハ) 組合員の貸家に關する斡旋所の設置



(ニ) 組合員の貸家の賃貸条件其他貸家の經營に關する統制  
(ホ) 組合員の貸家の建設及經營に關する指導、研究、調査其他組合の目的を達するに必要な事業  
右の事業の外貸家の建設經營 組合員に對する其の貸家建設の爲必要な資金の貸付及組合員の貸家建設に關する債務の保證を併せ行ひ得る。又(イ)乃至(ハ)の施設は組合員以外の者に利用せしむることを得る。

三、行政官廳の命令及認可

貸家組合は組合員の貸家の賃貸条件其他貸家の經營に關する統制を行ふ場合に於ては總會の議決を経て之に關する規程を定め認可を受けなければならぬ。之を變更せんとする場合も同様である(第三條)。

官廳は貸家の供給の圓滑、經營の適正を圖る爲特に必要ありと認むる場合組合に對し必要な事業を命じ、組合員又は組合員に非ずして其の組合の地域内に於て組合員たる資格を有する者に對して、其の組合の統制に従ふべきことを命ずることを得る(第四條、第五條)。

四、貸家組合の名稱專用權及び「貸家組合」なる文字の使用強制(第六條)

五、貸家組合に對する諸税の免除(第九條)

所得税、法人税及營業税等の國税、貸家組合の貸家の建設、取得、其の貸家用地の取得に對する地方税の免除。

第二 設立

第十條乃至第十七條に於て貸家組合設立手續を規定してゐる。

第三 組合員の權利義務

一、組合員の責任

組合員の責任は出資額を限度とするを原則とするも、出資額以外に一定金額を限度として責任を負擔することと爲すことを得る(第一九條)。組合は定款の定むる所により其の經費を組合員に分賦することを得る(第二〇條)。

二、産業組合法中の規定の準用

貸家組合員の權利義務に關して産業組合法中の組合員の權利義務に關する規定を準用することとする(第二二條)。

第四 管理

一、理事及監事の選任

貸家組合には理事及監事を置くこととし、其の選任は總會に於て組合員又は組合員たる法人の業務執行役員中よりなすを原則とするが、特別の事由あるときは右の者以外より行政官廳の認可を得て之を選任することを得る。又理事監事以外に定款の定むる所により役員を置くことも出来る(第二三條)。

二、組合員の議決權

總會に於て各組合員は一個の議決權を有するを原則とするも、定款の定むる所により出資口數に應じ二個



以上の議決権を與ふることを得る。但し一人に付議決権總數の十分の三を超えざることを要する（第二四條）。

三、民法の法人の理事監事總會及社員等に關する規定及産業組合法中の理事監事組合員總會等に關する規定の準用

貸家組合の管理に關して是等の規定を準用することとした（第二七條）。

第五 加入及脱退

一、組合加入の自由

組合員たる資格を有する者、貸家となす目的を以て家屋の建設を爲さんとする者に對し組合は正當の事由なくして加入に困難な條件を附し又は其の加入を拒絶することを得ない（第二八條、第二九條）。

二、組合脱退

組合員は一定期間前に豫告を爲し組合の承諾を得たる場合には事業年度の終りに脱退することを得る。正當の事由なき場合組合は脱退の承諾を拒み得ない（第三〇條）。尙ほ産業組合法中の脱退の規定を本組合員の脱退に關して準用することとした（第三一條）。

第六 解散及清算

一、解散の事由（第三二條）

（イ） 定款に定めたる事由の發生

（ロ） 總會の決議

（ハ） 組合の合併

（ニ） 組合の破産

二、民法中の法人の解散清算に關する規定及産業組合法中の解散に關する規定、非訟事件手続法、産業組合法中の清算に關する規定の準用（第三三條）

第七 監督（第三四條乃至第三七條）

行政官廳は組合の事業財産の狀況に關する報告を爲さしめ、検査を爲し其の他監督上必要なる命令處分をなし、經費の收支豫算其の分賦收入方法、定款又は經營規程の變更を命じ、又總會の決議取消、役員の解任、組合の事業の停止、組合の解散等の處分を爲すことを得る。

第八 貸家組合聯合會

一、構成（第三八條）

貸家組合又は貸家組合聯合會を以て組織する法人である。

二、貸家組合に關する規定、産業組合法の規定の準用（第四〇條）  
聯合會の設立、會員の權利義務、管理、加入脱退、解散清算、監督等に關して是等の諸規定を準用してゐる。

第九 貸室組合及貸室組合聯合會



一、貸室組合(第四一條)

貸室の所有者及貸室の所有者に非ずして貸室の經營を爲す者を以て組織し、貸室の供給を圓滑ならしめ、組合員の貸室の經營の適正を圖ることを以て目的とする法人であり、之に對しては貸室組合に關する規定を準用する。

二、貸室組合聯合會(第四二條)

貸室組合又は貸室組合聯合會を以て組織する法人にして所屬員の共同の目的を達することを目的とする法人であり、貸室組合聯合會に關する規定の準用をうける。

第十 罰 則(第四三條乃至第五〇條)

八四 住宅營團法

(昭和十六年三月六日公布  
法律第四十六號)

本法は現下住宅難の實情に鑑み國民生活の安定を圖り軍需充足、生産力擴充等の重要國策の完遂を期する爲勞務者其他庶民の住宅の供給を確保する目的を以て特殊の法人たる住宅營團を設立し所要の住宅の急速且計畫的なる供給等に當らしめんとするものであつて其の要旨は次の如くである。

第一 總 則

一、住宅營團の目的性質(第一條、第二條)

勞務者其他庶民の住宅の供給を圖ることを目的とする法人にして主たる事務所を東京市に置く。

二、資本(第三條、第四條)

資本金は一億圓にして政府之を出資する。但し政府は土地を以て出資の目的となすことを得る。

三、諸税の免除(第七條)

住宅營團には所得税、法人税、營業税等の國税及其の事業、建物の建設取得、土地の取得に對する地方税を一般に免除する。但し其の事業に對しては特別の事情に基き内務大臣及大藏大臣の認可を受けた場合は地方税を課することを得る。

四、解 散

住宅營團に付解散を必要とする場合は其の處置に關し別に法律を以て定めることとした(第八條)。

五、住宅營團の名稱專用權(第九條)

六、民法、非訟事件手續法の準用(第一〇條)

民法の法人の賠償責任其他の規定、非訟事件手續法中の法人の假理事又は特別代理人の選任に關する規定を住宅營團に準用してゐる。

第二 役 員

一、住宅營團には理事長、副理事長各一人、理事四人以上監事二人以上を置く(第一一條)。

二、是等の役員は主務大臣の任命にかゝり、理事長副理事長及理事の任期は三年、監事の任期は二年である(第一二條)。



- 理事長副理事長及理事の兼業禁止、但し主務大臣の認可を得たときは此の限りでない(第一四條)。
- 三、理事長、副理事長及理事は定款の定むる所により従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をなす権限を有する代理人を選任することを得る(第一三條)。
- 四、主務大臣は若干の評議員を任命する。評議員は業務經營に關する重要事項に關し諮問に應じ意見を陳述することを得、任期二年、名譽職である(第一五條)。

第三業務

一、住宅營團の業務

- (イ) 住宅の建設及經營
- (ロ) 住宅の建設及經營の受託
- (ハ) 一團地の住宅の建設又は經營の場合に於ける水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所其の他の施設の建設及經營
- (ニ) 住宅の建設の爲にする資金の貸付
- (ホ) 住宅の賣買及貸借の仲介
- (ヘ) 右の業務に附帶する事業
- 二、土地又は土地に關する所有權以外の權利の收用使用權(第一七條)  
住宅及前項(ハ)の施設の用に充つる爲土地及土地に關する諸權利を使用又は收用することが出來、之に付

ては土地收用法を適用する。

- 三、府縣市町村等の公共團體の所有地は隨意契約に依り住宅營團に對し讓渡又は貸付くることが出来る。

(第一八條)

第四 住宅債券

- 一、住宅營團は拂込資本金額の十倍を限り住宅債券を發行することを得(第一九條)、其の額面金額は五十圓以上、原則として無記名、利札附とする。發行方法は割引、賣出の二法に依り、之が發行には主務大臣の認可を要する(第二〇條、第二三條、第二四條)。
- 二、住宅債券に對し政府は其の元利の支拂を保證することを得る(第二二條)。
- 三、其の他住宅債券の消滅時効期間住宅債券所有者の優先辨濟に關する規定、所得税法有價證券移轉税法運用に付住宅債券を國債以外の公債と同一に取扱ふ旨の規定あり(第二五條乃至第二七條)。

第五 會計

- 一、會計年度は毎年四月より翌年三月迄(第二九條)。
- 二、剩餘金、餘裕金の取扱に關する制限(第三〇條、第三二條)勅令を以て定める積立金を控除し毎事業年度に剩餘金あるときは拂込出資額に對し年三分五厘以内に於て此を配當することを得る。
- 業務上の餘裕金は公債又は主務大臣の認可ありし有價證券の取得、大藏省預金部及銀行への預金、郵便貯金以外に之を運用することを得ない。



第六 監督

一、主務大臣の認可

剰餘金の處分、毎年度の事業計畫の決定及變更の場合には主務大臣の認可を要する（第三四條、第三五條）。

二、主務大臣の命令處分其の他の權限（第二六條乃至第二八條）

主務大臣は住宅營團に對し業務及財産の狀況の報告を求め検査をなし、監督上必要な命令又は處分を爲し、住宅營團管理官をして業務を監視せしめることが出來、又住宅營團の役員解任權を有する。

第七 罰則（第三九條乃至第四一條）

八五

醫療保護法

（昭和十六年三月六日公布）  
（法律第三十六號）

本法は現下の社會情勢に鑑み貧困にして生活困難なる庶民階級に對する醫療保護を徹底し以て其の生活を安定せしむる爲我國現行各種醫療保護事業を統制整備し其の圓滑且十全なる實施をはからんとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

第一 醫療保護事業

貧困の爲生活困難にして醫療又は助産を受くること能はざる者に對し醫療券を發行して醫療又は助産を受けしむる事業（第二條）。

第二 醫療保護事業の主體

一、管理者 政府は右事業の管理者である。

二、事業者 市町村及勅令を以て指定する者は當然事業者であり、道府縣及主務大臣の指定する者は事業者となることを得るが右の者以外でも主務大臣の認可を受け事業者となり得る（第三條乃至第五條）。

第三 醫療保護事業の客體

一、救護法又は母子保護法に依り救護又は扶助を受くる者。

二、（一）に掲ぐる者の外貧困の爲生活困難にして醫療又は助産を受くること能はざる者（扶養義務者に於て醫療又は助産を受けしむることを得る者を除く但し急迫の事情ある場合に於ては此の限でない）。

（二）又は（一）の該當者にして他の法令に依り醫療又は助産を受くることを得ざる者は事業者の發行する醫療券に依り其の疾病、傷痕又は分娩に付醫療又は助産を受けることを得る（第一一條）。但し正當の理由なくして醫療又は助産に關し市町村長又は事業者のなす指示に従はざるか檢診又は調査を拒みたる者及び性行著しく不良なる者は之の限りでない（第二三條）。

醫療券は市町村が事業者たる場合を除き地方長官が命令の定むる所に依り事業者に對し其の數、地域等を定め割當てる（第一七條）。

第四 事業者の權利義務

一、事業を行ふ爲にする施設及附帶事業經營權



事業者は診療所、産院其他適當なる施設を經營し又施設に於ける醫療又は助産に關し必要なる附帶事業を行ふことを得る(第六條、第七條)。

二、費用負擔

事業者は醫療券に依り醫療又は助産に要したる費用を負擔する(第二〇條)。

三、事業用建物、同敷地及事業用土地に對する公共團體の公租公課を免除する(第二四條)。

但し有料にして是等を使用せしむる者は此の限でない。

四、醫療又は助産を受くる者に對し施設に收容し又は收容を委託するの權(第一四條)

必要ありと認めたる時事業者は之等の者を施設に收容し又は他の事業者の施設若は適當なる診療所、産院等に收容を委託することを得る。斯る場合受託者は正當の理由なくして之を拒絶し得ない。

五、事業者事業を廢止せんとするときは主務大臣の許可を要する(第九條)。

第五 主務大臣の施設經營其他の命令權(第六條乃至第八條)

必要ありと認めたるときは主務大臣は事業者に對し施設の經營、附帶事業の實行を命令し、施設又は附帶事業の讓渡に付他の事業者と協議を爲すべきことを命令することを得る。協議を爲さず又は爲すこと能はざるか、不調の場合は主務大臣は必要なる決定をなすことが出来る。

第六 地方長官市町村方面委員等の事務(第一八條乃至第二〇條)

地方長官は醫療保護事業の統制及連絡に關する事務を行ひ、又市町村長をして右の事務の一部を行はしめることを得る。方面委員は本事務に關して市町村長を補助することを要する。方面委員の職務に要する費用は市町村の負擔になる。

第七 地方長官及主務大臣の監督

地方長官は必要と認むるときは事業者に對し報告、書類帳簿の提出をなさしめ、業務會計の狀況を調査し、必要なる指示をなすことを得る。主務大臣の指定する事業に對しては主務大臣及地方長官之を行ふ(第二五條)。

第八 國庫及道府縣の補助

國庫及道府縣は醫療又は助産に付事業者の負擔した費用、施設の費用及方面委員の職務執行費用を勅令の定むる所に依り補助する。

國庫は事業者に對し豫算の範圍内に於て附帶事業に要する費用及施設又は附帶事業の讓渡を受くる爲要する費用に付補助することを得る(第二二條)。

但し命令又は處分に違反し、補助の條件に違反し、不正の手段に依り補助金の交付を受けたる事業者に付國庫及道府縣は補助を取消して、補助金の全部又は一部の返還を命じ、又は補助をなさせざることを得る(第二七條)。

第九 本法に依り受けしむべき醫療及助産の範圍、程度及方法は勅令を以て、又本法に定むるもの、外醫療保護



事業又は施設若は附帯事業の開始、休止、變更、廢止其の他醫療保護事業又は施設若は附帯事業に關し必要な事項は命令を以て之を規定する(第一五條、第一〇條)。

### 八六 國民勞務手帳法

(昭和十六年三月七日公布  
法律第四十八號)

本法は時局下に於ける勞務配置の重要性に鑑み工場、鑛山其の他に於ける技術者及勞務者をして國民勞務手帳を所持せしめ其の身分、經歷、技能等を明かにすると共に移動規制、賃金規制其の他勞務管理に資せんとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

#### 一、本法に所謂従業者の範圍(第一條)

年齢十四年以上六十年未満の者にして命令を以て定むる技術者又は勞務者として左の如き事業に使用せられるもの

- (イ) 鑛業、砂鑛業、石切業其の他鑛物採取の事業
- (ロ) 物の製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又は解體の事業
- (電氣、瓦斯又は各種動力の發生、變更又は傳導を爲す事業及木道の事業を含む)
- (ハ) 土木、建築其の他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壞又は其の準備の事業
- (ニ) 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機に依る旅客又は貨物の運送の事業
- (ホ) 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物の取扱の事業

#### (ヘ) 通信事業

#### (ト) 其の他命令を以て定むる事業

一、従業者は政府の發行する國民勞務手帳を受有することを要し、何人と雖も本手帳を使用者に提出又は提示しない以上従業者として使用されることが出來ず、使用者も斯る者を使用することを得ない。なほ本法の規定以外に本手帳に關し必要な事項は命令を以て定める(第二條、第三條)。本手帳以外の手帳には國民勞務手帳なる名稱を使用することを得ない(第一四條)。

三、使用者は従業者の提出した國民勞務手帳を其の者を使用する期間中保管し、従業者を使用せざるに至つた時は其の者に本手帳を原則として返還するを要する。但し命令を以て定むる場合には返還せずして之を國民職業指導所長に提出しなければならぬ(第四條、第五條)。

四、國民勞務手帳の交付を受けた者が本手帳の返還に關し異議あるときは國民職業指導所長に其の旨申立て、國民職業指導所長は本手帳を返還すべきや否やを裁定し返還すべしと裁定した時は使用者に對し手帳の返還を命ずべきである(第六條)。右の裁定又は命令に不服ある者は地方長官に其旨申立て、地方長官は國民勞務手帳審査會(本審査會の規程は勅令を以て定める)に諮問して手帳を返還すべきや否やを裁定し、返還すべしと決したるときは使用者に對し手帳の返還を命ずべきである(第七條)。

五、使用者及國民勞務手帳の交付を受けた者は命令の定むる必要事項を手帳に記載し、之を國民職業指導所長に報告すべきである。必要事項以外の記載はなし得ない(第九條、第一〇條)。



- 六、國民勞務手帳の再交付は許されない。但し毀損、亡失、餘白なきに至りたる場合其他命令を以て定むる場合は此の限でない(第一一條)。
- 七、厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は必要なる場合手帳の交付を受けた者に出頭又は報告を求め、當該官吏をして事業場の臨檢又は書類帳簿等の檢査をなさしめ、又は命令の定むる所に依り使用者又は手帳の交付を受けた者に對し其の提出又は返納を命ずることを得る。(第一六條、第八條)
- 八、國民職業能力申告令に依る要申告者が同令に基き交付を受けた職業能力申告手帳は國民勞務手帳と看做し、又國民職業指導所長が命令の定むる所により必要ありと認むる場合に本手帳に代る證明書を交付した場合には於ける本證明書も同様に手帳と看做される(第二三條、第一三條)。
- 九、本法施行の期日は各規定に付勅令を以て定める(附則)。

### 八七 勞働者年金保險法

(昭和十六年三月十日公布  
法律第六十號)

本法は我國現下の情勢に鑑み生産力擴充の基本たる勞働力を確保培養すると共に國民生活及國民思想の安定を圖る爲工場鑛山等の勞働者を對象として其の老後に於ける生活を保障すべき養老年金制度を主眼とする勞働者年金保險制度を創設せんとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

#### 第一、總 則

##### 一、勞働者年金保險の性質

被保險者又は被保險者たりし者の老齡、廢疾、死亡又は脫退に關し保險給付を爲す國營保險である(第一條、第二條)。

一、なを總則中には保險料其他本法に依る徵收年金等の時効期間の計算方法、行政官廳の報告、徵收及檢査權、保險料滯納處分等に關する規定を設けてゐる(第三條乃至第一五條)。

#### 第二、被保險者

##### 一、強制被保險者(第一六條)

健康保險法第十三條の工場、事業場等に使用せられる勞働者は當然本保險の被保險者となる。但し次の如きものは此の限でない。

- (イ) 當時十人未滿の勞働者を使用する工場事業場等に使用される者
- (ロ) 勅令を以て指定する工場等に使用される者
- (ハ) 女子
- (ニ) 船員保險の被保險者
- (ホ) 帝國臣民に非ざる者
- (ヘ) 前各號に掲ぐる者の外勅令を以て指定する者

##### 二、自由被保險者(第一七條、第二一條)

左の各項に該當する勞働者は地方長官の認可を受け被保險者となることが出来る。



- (イ) 前項(イ)乃至(ハ)に該当する者
  - (ロ) 健康保険法第十四條第一項第二號の事業に使用される者
  - (ハ) 其他勅令を以て指定する事業に使用される者
  - (ニ) 一の工場等に附屬する事業及(ロ)、(ハ)の事業に附屬する事業に使用される者
- 之等の自由被保険者は地方長官の認可を受け本保険を脱退することが出来る。

第三、保険給付及福祉施設

一、總則

- (イ) 被保険者たりし期間の計算に付ては鑛業法の適用を受ける事業に使用される被保険者にして常時坑内作業に従業するものに關して特例を設けてゐる。即ち原則として右の者が被保険者として使用された實期間に付三分の四を乗じた期間を以て坑内夫の被保険期間とすることにした(第二五條)。
  - (ロ) 本法によりて受くる保険金には養老年金を除き一般に租税其の他の公課を免除する(第二九條)。
  - (ハ) 保険給付を受ける権利は讓渡又は差押へをなし得ぬ(第三〇條)。
- 二、養老年金
- (イ) 養老年金支給の條件(第三一條)
- 被保険者たりし期間二十年以上の者が其の資格を喪失した後五十五歳を超え又は五十五歳を超えて其の資格を喪失したときは其の者の死亡する迄養老年金を支給する。

但し坑内夫たる被保険者に付ては條件を緩和し右の期間を十五年に、年齢を五十歳以上とした。

- (ロ) 養老年金の額(第三二條)
- 被保険者たりし全期間の平均報酬年額の百分の二十五に相當する金額であるが、期間二十年以上一年を増す毎に百分の一宛を増加する。

同一の工場等に引續き勤務すること十年以上なる者に付ては右の金額に更に其の期間の毎十年に對し百分の一宛増加する。

但し養老年金の額は平均報酬年額の百分の五十以上たり得ない。

- (ハ) 遺族に對する一時金の支給(第三三條、第三四條)
- 養老年金を受ける者が死亡した際又は被保険者たりし期間二十年以上なる者が養老年金の支給を受けずして死亡した際に遺族年金の支給を受くべき者がない場合には既に支給された養老年金の總額が五分以下のとき其の差額を一時金として遺族に支給する。

三、廢疾年金及廢疾手當金

- (イ) 支給の條件(第三六條)

被保険者の資格喪失前に發した疾病又は負傷及之に因り發したる疾病が勅令の定むる期間内に治癒した場合又は治癒しないで其の期間を経過した場合に勅令に定むる程度の廢疾の状態に在る者には其の程度に應じて其の者に對し年金又は手當金を支給する。但し廢疾となつた日前五年間に被保険者たりし期間



三年以上なることを要する。

(ロ) 年金又は手当金の額(第三七條)

年金の額は被保険者たりし全期間の平均報酬年額の百分の二十五に相當する金額であるが、勤続年限によつて割増を爲すこと及年金の總額が百分の五十以内たることを要すること養老年金の場合と同様である。

廢疾手当金の額は被保険者たりし全期間の平均報酬月額の七月分に相當する金額である。

(ハ) 遺族に對する一時金の支給(第三八條、第三九條)

被保険者たりし期間二十年未滿なる者にして廢疾年金の支給を受くる者が死亡した場合既に支給を受けた廢疾年金の總額が被保険者の資格喪失の際支給を受け得べかりし脱退手当金及被保険者たりし全期間の平均報酬月額の七分の合算額に滿たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給する。但し平均報酬月額の十三月分以上になるときは十三月分とする。

被保険者たりし期間二十年以上なる者にして廢疾年金の支給を受くる者が死亡した際遺族年金を受くべき者がない場合既に支給を受けた廢疾年金の總額が其の五年分に相當する金額未滿なるとき其の差額を一時金として遺族に支給する。

(ニ) 養老年金と廢疾年金の兩者を受ける権利を有する者は命令に定むる所により其の一を支給する(第四〇條)

#### 四、遺族年金

(イ) 遺族年金の支給の條件(第四四條)

被保険者たりし期間二十年以上なる者が死亡したるとき、其の遺族に對し十年間年金を支給する。

(ロ) 遺族年金の額

養老年金又は廢疾年金の支給を受くる者が、死亡したる場合には其の養老又は廢疾年金額の二分の一、被保険者たりし期間二十年以上の者が養老年金の支給を受けずに死亡した場合には其の者が支給を受けることを得べかりし養老年金額の二分の一

(ハ) 後順位者たる遺族の年金受給權(第四六條)

遺族年金の支給を受くる者が死亡其の他勅令に定むる事由に該當するに至つたときは本年金受給權を失ひ、其の後順位者が其の支給を受ける。但し後順位者の本年金受給期間は既に支給を受けた期間と合算して十年以上になり得ない。

(ニ) 遺族に對する一時金の支給(第四七條)

本年金の支給を受くべき後順位者がなき際、養老年金又は廢疾金受給者の死亡に因り遺族年金の支給ありたるものなる場合には之等年金と其の遺族が支給を受けた遺族年金との合算額が之等年金の五年分未滿なるときは其の差額、被保険者たりし期間二十年以上なる者が養老年金の支給を受けずして死亡したるに因り遺族年金の支給を受けた場合には、既に支給された遺族年金の總額が、死亡者の支給を受くべ



かりし養老年金の五年分未満なるときは其の差額を、一時金として被保険者の遺族に支給する。

五、脱退手當金

(イ) 脱退手當金の支給條件(第四八條)

被保険者たりし期間三年以上二十年未満なる者が死亡又は資格を喪失したる後更に被保険者と爲ることなくして一年を経過したときは脱退手當金を支給する。但し其の者が廢疾手當金の支給を受くるときは一年を経過せざる場合と雖も之を支給する。

(ロ) 脱退手當金の額(第五四條)

被保険者たりし全期間の平均報酬月額額の三十分の一に被保険たりし期間に依り別表に定むる日數を乗じて得たる金額。但し廢疾手當金の受給者に支給すべき額は廢疾手當金額と合算して被保険者たりし全期間の平均報酬月額額の十三箇月分以上たり得ない。

(ハ) 廢疾年金の受給権を有する者には脱退手當金を支給しない(第五〇條)。

六、保險給付の制限

(イ) 被保険者、被保険者たりし者。一時金又は遺族年金受給権者が故意に事故を生ぜしめて給付を受けんとした場合は受給権を喪失する(第五二條)。

(ロ) 被保険者又は被保険者たりし者が重大な過失又は正當の理由なく療養に關する指揮に従はざるに因り事故を生ぜしめたとき又は廢疾年金の支給を受ける者が正當の理由なくして必要なる診斷を受けない

ときは是等の者に對して廢疾年金又は廢疾手當金の全部又は一部を支給せざることを得る(第五三條、第五四條)。

(ハ) 各種年金の受給者にして官廳が必要なる身分關係の異動及廢疾狀態の繼續の有無に關して書類の提出を命じたる際之を拒絶したる時は之等年金の支給を一時停止することを得る(第五五條)。

七、福祉施設(第五六條)

政府は被保険者、被保険者たりし者又は保險給付を受くる者の福祉を増進する爲必要な施設を爲すことが出来る。

第四 費用の負擔

一、國庫の負擔(第五七條)

國庫は保險給付に要する費用に付勅令の定むる所により坑内夫たる被保険者たりし期間に係る費用の十分の一、其の他の被保険者たりし期間に係る費用の十分の一を負擔し、又之等の費用の外、毎年度豫算の範圍内に於て本保險事業の事務執行費用に負擔する。

二、事業主及被保険者の負擔(第五八條乃至第六一條)

被保険者及之を使用する事業主は勅令を以て定むる保險料の各二分の一を負擔する。納付義務者は事業主のある場合は事業主である。之の場合事業主は被保険者に支拂ふべき報酬より被保険者の負擔すべき保險料を控除することが出来る。



第五 審査の請求、訴願及訴訟

一、保險給付に關する決定に不服ある者は中央社會保險審査會（本審査會に關し本法以外の必要事項は勅令で規定する）に審査を請求し、其の決定に不服あるときは通常裁判所に訴を提起することを得る（第六二條）。

二、保險料其の他本法に依る徵收金の賦課徵收又は其の滞納處分に不服ある者に對しては主務大臣への訴願又は行政訴訟の途を拓いた。訴願の提起ある場合は主務大臣は中央社會保險審査會の審査を経て裁決すべきである（第六三條、第六四條）。

第六 罰則（第六七條乃至第七〇條）

附則

本法施行の期日は保險給付及費用の負擔に關する規程並其の他の規定に付各別に勅令を以て定める（第七一條）

第七十六回帝國議會政府提出法律案審議經過表

法律案件名	審議		經過	
	衆議院	貴族院	衆議院	貴族院
一 昭和十六年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案	提出月日 一、二八	付託 一、三三	委員會 二、二〇	本會議 二、四〇
二 昭和十五年法律第七號中改正法律案（造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル件）	提出月日 一、二八	付託 一、三三	委員會 二、二〇	本會議 二、四〇
三 昭和十三年法律第二十三號中改正法律案（關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件）	提出月日 一、二四	付託 一、二八	委員會 二、二〇	本會議 二、四〇
四 留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案	提出月日 一、二五	付託 一、二八	委員會 二、三〇	本會議 二、四〇
五 田名部運輸軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案	提出月日 一、二五	付託 一、二八	委員會 二、三〇	本會議 二、四〇
六 富士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬鐵道買收ニ關スル法律案	提出月日 一、二五	付託 一、二八	委員會 二、三〇	本會議 二、四〇
七 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案（支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件）	提出月日 一、二六	付託 一、二八	委員會 一、三〇	本會議 一、三〇
八 朝鮮事業公債法中改正法律案	提出月日 一、二六	付託 一、二八	委員會 二、二〇	本會議 二、四〇



法律案件名	審議院			貴族院		
	提出月日	付託委員會	本會議	提出月日	付託委員會	本會議
九 朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案	一、二六	一、三六	二、二四	二、二四	二、七	二、二四
一〇 臺灣事業公債法中改正法律案	一、二六	一、三六	二、二四	二、二四	二、七	二、二四
一一 地方分與稅法中改正法律案	一、二六	一、三六	二、二四	二、二四	二、七	二、二四
一二 大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)	一、二六	一、三〇	二、三〇	二、四	二、七	二、一〇
一三 關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ各特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ關スル經費等ニ關スル法律案	一、二六	一、三〇	二、三〇	二、三	二、四	二、三
一四 關稅定率法中改正法律案	一、二六	一、三〇	二、三〇	二、八	二、三	二、二七
一五 昭和十二年法律第五十七號改正法律案(鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件)	一、二六	一、三〇	二、三〇	二、八	二、三	二、二七
一六 國防保安法案	一、二九	一、三〇	二、八	二、八	二、三	二、二六
一七 木炭需給調節特別會計法中改正法律案	一、二九	二、一	二、三	二、三	二、四	二、三
一八 健康保險法中改正法律案	一、二九	二、一	二、三	二、三	二、四	二、三

一九 無盡業法中改正法律案	一、二九	二、一	二、六	二、八	二、三	二、二五	二、二七
二〇 樺太開發株式會社法案	一、二九	二、一	二、八	二、八	二、三	二、二九	二、二四
二一 兵役法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、四	二、四	二、三	二、二九	二、三〇
二二 陸軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律案	一、三〇	二、一	二、四	二、四	二、三	二、二九	二、三〇
二三 海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正法律案	一、三〇	二、一	二、四	二、四	二、三	二、二九	二、三〇
二四 國家總動員法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、八	二、八	二、三	二、二九	二、三〇
二五 日本發送電株式會社法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、八	二、八	二、三	二、二八	二、二九
二六 民法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、三	二、三	二、三	二、二八	二、二九
二七 非訟事件手續法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、三	二、三	二、三	二、二七	二、二八
二八 戶籍法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、三	二、三	二、三	二、二七	二、二八
二九 軍機保護法中改正法律案	一、三〇	二、一	二、三	二、三	二、三	二、二七	二、二八
三〇 衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案	一、三〇	二、一	二、三	二、三	二、三	二、二七	二、二八
三一 府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案	一、三〇	二、一	二、三	二、三	二、三	二、二七	二、二八



法律案件名	審議		經過	
	衆議院	貴族院	衆議院	貴族院
三 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案 (輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件) 相續稅法中改正法律案	提出月日 一、三	付託 二、四	委員會 二、一〇可	本會議 二、一三可
臨時利得稅法中改正法律案	提出月日 二、一	付託 二、四	委員會 二、八可	本會議 二、八可
帝都高速度交通營團法案	提出月日 二、一	付託 二、四	委員會 二、八可	本會議 二、八可
商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律案	提出月日 二、三	付託 二、六	委員會 二、一〇可	本會議 二、一三可
貸家組合法案	提出月日 二、三	付託 二、六	委員會 二、一三可	本會議 二、一五可
住宅營團法案	提出月日 二、三	付託 二、六	委員會 二、一三可	本會議 二、一五可
醫療保護法案	提出月日 二、三	付託 二、六	委員會 二、一三可	本會議 二、一五可
恩給法中改正法律案	提出月日 二、四	付託 二、六	委員會 二、一五可	本會議 二、一五可
義務教育費國庫負擔法中改正法律案	提出月日 二、四	付託 二、六	委員會 二、一五可	本會議 二、一五可
小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律案	提出月日 二、四	付託 二、六	委員會 二、一五可	本會議 二、一五可

國民勞務手帳法案	提出月日 二、四	付託 二、六	委員會 二、一四可	本會議 二、一五可
民事訴訟法中改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一三可	本會議 二、一三可
陪審法中改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一三可	本會議 二、一三可
外國爲替管理法改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一七可	本會議 二、一八可
國稅徵收法改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一三可	本會議 二、一三可
關稅法中改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一三可	本會議 二、一三可
不動產融資及損失補償法中改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一八可	本會議 二、一八可
臨時資金調整法中改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一八可	本會議 二、一八可
重要機械製造事業法案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一三可	本會議 二、一五可
兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一八可	本會議 二、一八可
朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一八可	本會議 二、一八可
臺灣銀行法中改正法律案	提出月日 二、五	付託 二、八	委員會 二、一八可	本會議 二、一八可



法律案件名	審議				經過			
	衆議院	貴族院	提出月日	付託委員會	衆議院	貴族院	提出月日	付託委員會
工作機械製造事業法中改正法律案	二、五	二、八	二、五	二、三〇可	二、五	二、七	二、二〇可	二、二四可
日本製鐵株式會社法中改正法律案	二、六	二、八	二、五	二、三〇可	二、六	二、七	二、二〇可	二、二四可
勞働者年金保險法案	二、六	二、八	二、五	二、三〇可	二、六	二、七	二、二〇可	二、二四可
昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)	二、七	二、八	二、五	二、三〇可	二、七	二、九	二、二四可	二、二六可
産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案	二、七	二、八	二、五	二、三〇可	二、七	二、九	二、二四可	二、二六可
輸出補償法中改正法律案	二、七	二、三	二、八	二、一八可	二、七	二、九	二、二〇可	二、二四可
治安維持法改正法律案	二、七	二、八	二、九	二、三〇可	二、七	二、九	二、二〇可	二、二四可
蠶絲業統制法案	二、七	二、八	二、〇修	二、三〇修	二、七	二、九	二、二〇可	二、二七可
昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)	二、八	二、三	二、四可	二、三五可	二、八	二、六	二、二八可	二、二八可
郵便貯金法中改正法律案	二、〇貴送	二、三	二、三〇可	二、三〇可	二、二	二、五	二、七可	二、一〇可
國民貯蓄組合法案	二、一〇	二、三	二、九可	二、三〇可	二、一〇	二、三	二、二五可	二、二六可

國民更生金庫法案	二、一〇	二、三	二、九可	二、三〇可	二、一〇	二、二	二、二五可	二、二六可
日本勸業銀行法中改正法律案	二、一〇	二、三	二、九可	二、三〇可	二、一〇	二、二	二、二五可	二、二六可
北海道拓殖銀行法中改正法律案	二、一〇	二、三	二、九可	二、三〇可	二、一〇	二、二	二、二五可	二、二六可
農工銀行法中改正法律案	二、一〇	二、三	二、九可	二、三〇可	二、一〇	二、二	二、二五可	二、二六可
人造石油製造事業法中改正法律案	二、一〇	二、三	二、三可	二、三三可	二、一〇	二、三	二、二四可	二、二八可
帝國燃料興業株式會社法中改正法律案	二、一〇	二、三	二、三修	二、三三修	二、一〇	二、三	二、二四可	二、二八可
東亞海運株式會社法案	二、一〇	二、三	二、八修	二、一八修	二、一〇	二、一八	二、二二可	二、二四可
帝國石油株式會社法案	二、一〇	二、三	二、三修	二、三三修	二、一〇	二、三	二、二四可	二、二八可
臨時陸軍材料資金特別會計法中改正法律案	二、一〇	二、五	二、四可	二、三五可	二、一〇	二、五	二、二六可	二、二八可
陸軍軍法會議法中改正法律案	二、三貴送	二、五	二、三可	二、三三可	二、一〇	二、二	二、二五可	二、二六可
海軍軍法會議法中改正法律案	二、三貴送	二、五	二、三可	二、三三可	二、一〇	二、二	二、二五可	二、二六可
昭和十五年法律第六十九號中改正法律案(支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件)	二、二	二、五	二、四可	二、三五可	二、一〇	二、五	二、二六可	二、二八可
委員會等ノ整理等ニ關スル法律案	二、二	二、五	二、〇可	二、一〇可	二、一〇	二、二	二、二四可	二、二六可



0310  
33  
46598

法律案件名	衆議院		貴族院	
	提出月日	付託 委員會 本會議	提出月日	付託 委員會 本會議
八〇 農地開發法案	二、二二	二、二五 二、二三可	二、三二	二、三四 二、二七可
八一 木材統制法案	二、二二	二、二五 二、二三修	二、三二	二、三四 二、二六可
八二 昭和十六年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案	二、二三	二、二五 二、二四可	二、三五	二、三六 二、二八可
八三 借地法中改正法律案	二、二四貴送	二、二八 二、二五可	二、三八	二、三三 二、二三可
八四 借家法中改正法律案	二、二四貴送	二、二八 二、二五可	二、三八	二、三三 二、二三可
八五 大正二年法律第九號中改正法律案(裁判所管轄區域ニ關スル件)	二、二四貴送	二、二八 二、二三可	二、二五	二、三〇 二、二三可
八六 船舶保護法案	二、二四貴送	二、二八 二、二〇可	二、二七	二、三〇 二、二三可
八七 刑法中改正法律案(本院ヨリ回付貴族院不同意)	二、二九貴送	二、三〇 二、二七修	二、二六	二、三〇 二、二七可
右兩院協議會成案	二、二八貴送	(兩院協) 三、一可		(兩院協) 二、二八可

衆議院  
16. 7. 30  
圖書館



